平成23年第2回葛城市議会定例会会議録(第2日目)

1. 開会及び延会平成23年6月27日 午前10時00分 開会午後 4時11分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名 1番 辻 村 美智子 2番 中 川 佳 三 3番 岡 本 吉 司 4番 春 木 孝 祐

5番 朝 岡 佐一郎 6番 西 井 覚

7番 藤井本 浩 8番 吉 村 優 子

9番 阿 古 和 彦 10番 溝 口 幸 夫 11番 川 辺 順 一 12番 赤 井 佐太郎

 11番 川 辺 順 一
 12番 赤 井 佐太郎

 13番 川 西 茂 一
 14番 寺 田 惣 一

15番 下 村 正 樹 17番 南 要

18番 白 石 栄 一

欠席議員1名 16番 西 川 弥三郎

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

杉 岡 富美雄 市 長 山下和弥 副 市 長 育 総務部長 教 長 大 西 正 親 良 則 河 合 企 画 部 長 田中茂博 市民生活部長 松浦 住 憲 都市整備部長 產業観光部長 石 田 勝 朗 吉川 正隆 保健福祉部長 吉川光俊 教育部長 中嶋 正 英 上下水道部長 池田雅直 消 防 長 岩 井 利 光

会計管理者 坂口徳子

5. 職務のため出席した者の職氏名

 事 務 局 長 福 井 良 祝 書 記 西 川 育 子

 書 記 西 川 雅 大

6. 会議録署名議員 7番 藤井本 浩 12番 赤 井 佐太郎

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問順 番号	議席番号	氏	名	質問事項	質問の相手
1	10	溝口	幸夫	當麻地区、新庄地区の行政システムの統合化 のその後の状況について	市 長担当部長
		1 79 ⊢	十 人	市政運営における情報の共有化と指揮命令系 統の在り方について	市長
2	1 3			東日本大震災の応援	市長
				自主防災組織	担当部長
				防災資機庫	担当部長
				防災器具庫	市長
		川西	茂一	高齢者対策	市 長 担当部長
				防災、防火の教育	担当部長
				被災者支援システム	担当部長
				住宅用火災報知器	消防長
3	4	春木	孝祐	地球温暖化対策について	市 長 担当部長
		1 1	子 7/11	バイオマスタウン構築について	市 長 担当部長
4	8	吉 村	優子	防災について	市 長 担当部長
			俊 亅	霊苑について	市 長 担当部長
5	1	辻 村	美智子	子ども・若者育成支援事業について	担当部長
6	9	阿古	和彦	地球環境にやさしい葛城市を目指して	市 長担当部長
		, , ⊔		子ども・若者育成支援事業について	市 長 担当部長
7	18	白 石	栄 一	第5期介護保険事業計画の策定について	市 長担当部長
		D 11	本	新クリーンセンター建設事業について	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

西井副議長 ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより平成23年第2回 葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

議会だより用の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る6月16日の通告期限までに通告されたのは7名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、7名全ての議員が一問一答方式を選択されております。質問回数に制限はありませんが、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分といたします。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

まず最初に、10番、溝口幸夫君の発言を許します。

10番、溝口君。

溝口議員 議長の許可を得まして、ただいまより、私の一般質問をさせていただきます。

一般質問の内容は、先刻通告させていただきました。2点ありまして、まずは、當麻地区、新庄地区、要するに合併して6年半を迎えようとしておりますが、この間、私が最初に議員に選出されたときに、定例議会で質問させていただいた、平成21年12月の一般質問で問題提示をさせていただきました。この合併によりまして、その当時、行政システムの統合化が進んでいない現実をかんがみ、統合化に向けての理事者及び執行者の努力を促した一般質問であります。この行政統合化というのは、当時は當麻地区、新庄地区で行政の行われているシステムが違う。例えば、わかりやすく言えば、ごみの収集問題1つにしてもそうですし、いろんな行政サービス、これが受益者の市民にとって、統合化されていないということは、1つはやはり合併後の住民の融和政策というものの、1つの手がかりが滞っているんではないかという指摘をさせていただきました。きょうは、その後、約1年半過ぎております。どのような努力をされ、どのように改善されたかについて、問いていきたいと思います。

また、2番目の質問は、市政運営に当たって情報の共有化、要するに理事者側と職員各位の情報の共有化はどのようにされているのか。また、その共有された情報を持って、例えば、指揮命令系統を強化しなければいけない段階に当たって、指揮命令系統のあり方について、どのように現在行われているのかをお聞きしながら、私なりに質問を重ねてまいりたいと思います。

きょうは、4月の人事異動で、新たに部長になられた新任部長の方がたくさん答弁者としてご出席されております。各新任部長におきましても、答弁をいただくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

引き続きの各質問につきましては、質問席からさせていただきます。

それでは、引き続き質問を充実させていきたいと思います。先ほど述べました質問1につ

きましては、これまでの當麻地区、新庄地区の行政システムの統合化。これは、私、平成21年12月の定例議会におきまして、当時、各現場、要するに職員皆さんに聞き取り調査をし、約60項目に及ぶ両地区での行政システムの相違を列記し、お渡ししております。これについて、まずはその後の改善及び行政システムが統合された結果のご報告をお願いしたいと思います。

西井副議長 田中企画部長。

田中企画部長 ただいまの溝口議員の質問に対する答えをさせていただきます。

合併に至るまでの両町におきましては、それぞれのまちにあったいろいろな事業の取り組みを、その時の時代に応じた形で進めてこられた歴史的経緯があるわけでございまして、その時々の住民にとって、一番よき施策とは何かということを追究し、取り組んでこられました。

平成16年10月に新しく葛城市としてスタートしまして、6年と9カ月が経過しようとしております。平成16年の合併当時には、サービスは高く、住民の負担は低くを基本方針としまして、上下水道料金や幼稚園の入園料、保育料等の公共料金を始め、ほとんどの制度につきましては、調整、統一がなされております。合併後に統一されましたものにつきましては、国民健康保険税、法人税、それぞれ不均一課税をされておりましたが、平成18年と平成21年に統一をされ是正をされております。

また、平成22年には、原水の取水費につきましても大字と協議を重ね、取水費の改正を行いました。しかしながら、溝口議員にご指摘いただいておりましたように、放送設備あるいは幼稚園児の受け入れ年齢、学校給食、ごみの収集形態等も違いが今もなお残っております。以上でございます。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 今、企画部長の方から、大体の概要についてご説明を受けましたけども、少なくとも当時、 平成21年12月に提出させていただいた、両地区での相違について、その後、改善された点、 今の答弁に伝わってないものがたくさんある。それは、実際にいまだその違いを継続してい っているものかどうか、もう一度、各担当部の所管のご答弁をいただきたいと思います。

西井副議長 田中企画部長。

田中企画部長 まず、企画部門、総務部門であります有線、無線放送設備の問題でございます。これらの対応につきましては、有線、無線ともに施設の老朽化が進んでおりまして、これらを新たな施設として整備するときが、統一の時期であると考えております。ご存じのように、旧當麻地区は、防災行政無線受信機を無償貸与しているのに対しまして、旧新庄地区では配線の引き込み及びスピーカーの購入にかかります費用負担をしていただいているのが現状でありまして、これらの是正を行うには多額の費用が必要となりますことから、平成21年度に市内全域を防災行政無線に移行しようと、当時、総務省のユビキタスタウン構想推進事業として、補助申請の方をさせていただきましたが、不採択となっております。

また、平成22年度は市民参加のまちづくりを図ることを目的としまして、当該事業が提供 しておりますサービスの内容をご理解していただくとともに、事業そのものが行政サービス として本当に必要なのかを、市民の皆様に判定していただきましたところ、ほとんどの市民 判定員の方が改善、継続の方向を示されております。市といたしましては、市民の皆様への 情報伝達手段としまして、テレビの文字放送、携帯電話等によるモバイル通信、またデジタ ル式防災行政無線等につきましては、少しでも安価なよい手段での情報が取得あるいは情報 交換できるシステムの導入に向けまして、関係部門と協議、検討を続けているところでござ います。今後も引き続き、有利な補助事業を模索しながら、整備を図りたいと考えておると ころでございます。

以上でございます。

西井副議長 中嶋教育部長。

中嶋教育部長 ただいま溝口議員の教育部門における、幼稚園児受け入れ年齢と学校給食についての ご質問でございますけれども、幼稚園児の受け入れ年齢につきましては、旧新庄町では私立 の保育園が3園ございまして、3歳児保育について公立の幼稚園では行わず、私立の保育園 にお願いしていたという経緯がございます。また、新庄地区の幼稚園では、3歳児の受け入れをいたしますと、教室数の増築が必要となることがございます。したがいまして、両地区 幼稚園児の受け入れ年齢の統一は難しい問題であると考えております。

次に、学校給食の運営に両センターで違いがあるという問題でございますが、以前にも一般質問の中でご指摘をいただきましたとおり、新庄では小さいかまを使いまして、はしは個人が持参しております。當麻の方では大がまで一括調理を行い、割りばしを使用している等の違いがございます。現在のところ、統一には至っておりませんが、両センターの老朽化等により、1カ所に統一された施設の建設が必要であるとの考え方から、統一した施設の建設計画を進める中で、学校給食の統一が実現するものであると考えております。

以上でございます。

西井副議長 松浦市民生活部長。

松浦市民生活部長 市民生活部に関係する項目としては、4点ございましたが、合併に至るまでの間、 両町において幾度となく協議を重ねられ、サービスは高く、住民の負担は低くを基本方針に、 調整統一を図られてきたところです。

まず、1点目は浄化槽の清掃手数料の件ですが、合併時に同じにすることになっており、 現在の取り組みは當麻地区の方は、旧の手数料を業者に支払っていただいた後、市役所に差 額を申請していただき、差額料金が返金されているところです。合併によるサービスの向上 を市民の皆様に実感していただけるためには、この還付制度にした方がよいだろうとの判断 のもとに、この制度を開始いたしましたが、合併してから7年目を迎え、一定の効果も果た せたように思いますので、市民の方々は条例に記載されている料金を業者に支払っていただ き、市はその料金の差額を業者に支払う形態に改めるよう検討してまいります。

2点目は、ごみの分け方、出し方についてですが、この周知につきましては、新庄地区にはごみの分け方と出し方のチラシを、當麻地区にはごみカレンダーをそれぞれ配付して、それぞれのごみ、あるいは資源ごみの収集の周知を図っているところです。その違いの理由といたしましては、新庄地区では可燃ごみの収集は祝日も行っており、基本的には収集日の変

更が少ないため、カレンダーではなく、チラシの作成としております。資源ごみにつきましては、當麻地区では白色トレイ、古布、紙パックの回収を実施しておりますが、新庄地区では実施しておりません。しかしながら、當麻クリーンセンターの跡地に新クリーンセンターを整備する事業が今年度から着工となり、今秋にも現在の當麻クリーンセンターの解体が開始されます。着工以降は、ストックヤードを含む、現在のリサイクルセンターも稼働は不可能となります。この状況下におきまして、回収品目を統一し、収集量を増大させることは非常に困難であると思われます。そのようなことから、可燃ごみ、資源ごみの収集に関しまして、新クリーンセンター完成時までに統一した収集形態が図られるよう検討しているところですので、ご理解をお願いいたします。

3点目のコンテナの購入につきましては、現在は環境課及び當麻クリーンセンターで販売を行っています。當麻庁舎には、コンテナの保管場所がないため、転入の方が當麻庁舎に買い求められた場合、環境課あるいは當麻クリーンセンターで買い求めていただくようにお願いしているところです。しかしながら、市民の皆様にご不便をおかけしておりますことも、事実でございます。市民サービスの向上のためにも、早急に関係各課と調整を図ってまいります。

4点目のし尿収集についてですが、現在は新庄地区は直営で、當麻地区は委託で業務を行っております。このことにつきましても、新クリーンセンターが完成するまでの間で、方向性は示したいと考えております。そのために、現在検討しているところでございます。

以上4点が改善あるいは今後の方向性につきまして、協議した内容を報告させていただきます。

以上です。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 各部長から、現在の時点でも相違がある、この行政システムについての説明を受けましたが、私が感じるに新市建設というのは、新たな市を新たな行政システムに乗せ、そして市民の皆さんが受益をしていく、いろんな施設を充実していく、こういった趣旨のもとに先人の方たちが協議会でつくられた新市建設計画に基づいて、現在いろんな計画を推し進めている時点でありますけども、常々、私が申し上げていますように、建設、要するにハード面の事業、その裏にあるソフトを住民皆さんが集って、葛城市の住民、住んでよかったと、これからまた住みたいなと、いろんな人が葛城市に安住の地を求めて来られるような行政のシステムをつくり上げる、これも1つの大きな新市建設計画の目的であります。

私が当時、質問させていただいたのは、当時が平成21年ですから、約5年たったころの質問であります。そして、現在、再質問をさせていただいてるんですが、いまだ改善はなされていないというのが実感であります。そもそもそんなに費用をかけずにやれることって、たくさんあります。例えば、給食のはし1つにしても、はしを自前で持ってくるなり、そして割りばしを与えるなりの、この相違点というのはやはり育っていく子どもたちにとって、葛城市の中での行政のシステムの違いというのは、これは感じているものがあると思いますし、保護者におきましては、特にそういうことを感じられております。

簡単に行政のシステムを改善することによって、そういったことが改善される。要するに、 住民の融和の改善策がとれる。例えば、ごみのカレンダーについても、要するに新たな施設 ができればそうしたい、そういうことではなかなか住民皆さんの意識改革なり、意識の融和 というのはできないと思います。やはり、私が指摘したころから何かをやり始めて、結果を 出していって、そして新たな新クリーンセンターができたときに、ごみの収集システムを統 合され、ましてや分別の成果を十分に上げる啓発をしておかないと、新クリーンセンターが できて、ハードはでき、ごみは燃やせますよ。しかし、住民意識はそこまで到達していない。 私が言いたいのは、そこなんです。やはり、ソフト事業、意識改革をするためには、システムを変える、統合するということが、一番早い道筋になるんではないかという思いで質問さ せていただき、本日、再質問しました。

ぜひとも、今、部長のお答えにありましたように、新たな施設ができたり、そういったチャンスが訪れたら導入しようというものは、既に現時点から進めなければいけない意識改革なんです。なかなか意識の改革というのは、できません。ぜひとも、今後更なる努力をしていただいて、この不均衡な行政システムの是正を、次また質問させていただいたときには、いいお答えが出るようにご努力をお願いしたい。これをもって、この質問については終わらせていただきます。

次に、市政運営における情報の共有化、また指揮命令系統のあり方、これが特に最近、私の中で少し問題意識を持った点であります。理事者と職員との事業推進に、それから企画段階、こういった時点での情報の共有化。そして、どのようにこの事業を推進していくかの、要するに工程表を、それらの指揮命令系統の実態はどうなのかということをお聞きしたいと思います。

まずは、現在こういった情報の共有化や指揮命令系統は、どういった行政のシステム、どういった行政の機関を通じて行われているのか、現在の状況をご紹介いただきたいと思います。

西井副議長 田中企画部長。

田中企画部長 ただいまの溝口議員の事業推進及び企画における情報の共有化なり、あるいは指揮命令系統の流れといいますか、そういったシステムはどうなっているかというご質問でございました。内部のそういった系統の順序だてとしまして、大きく5つの取り決めをしております。

まず第1点目が、毎週月曜日に定例の部長会を開催しておりまして、特別職からの指示事項及び各部長からの連絡や協議事項の確認を行う場を設けております。

2点目としましては、重要案件につきまして、庁議を開催しまして、関係部署によります 協議の方を行っております。

3点目につきましては、先ほどご紹介がございましたように、本年ほとんどの部長がかわっておりまして、4月にその各関係部課長から市長ヒアリングの方を実施させていただきまして、今年度以降の事業計画に関しまして、課題なり問題なりの集約を行い、適切な対応の指示をさせていただいております。これにつきましては、3月の震災によります事業への影

響の方も含んでおります。

4点目としましては、理事者を始めとして各部長には緊急の連絡網をつくりまして、早期 伝達を行えるような措置を行っております。

最後に、5点目でございますが、内部組織への連絡につきましては、グループウェアというソフトを使いまして、職員全員にメールで即時に伝達を行える仕組みを利用しております。また、理事者を始め職員のスケジュールもこのグループウェアの方を乗せておりますので、職員等の出張とか休暇とか、そういった動向がわかるようになっておりまして、重要な決済時や、あるいは緊急連絡事項の口頭伝達時の判断ツールとしての利用をしております。

以上でございます。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 それでは、今、企画部長から答弁をいただいた内容について、個々に質問をさせていただきます。

毎週月曜日の定例部長会、最近行われた定例会、例えば5月9日が月曜日だったと思うんですが、5月9日の定例部長会の内容をメモでも結構ですし、概要で結構ですので、紹介していただきたいと思います。

西井副議長 田中企画部長。

田中企画部長 それでは、5月9日付の部長会のてんまつを簡単に報告させていただきます。

市長の方からは、そういった平成23年度の予算執行につきまして、市長ヒアリングで出た 課題を中心に的確に迅速に対処するようにということで、また特別職に相談すべきものとい うのは、必ず相談を迅速に行っていただきたいということでございます。

また、副市長等につきましても、同じ課題、問題点につきましても、着実に早急に実施を すべきことということがございました。

協議とか報告事項につきましては、既に企画部の方からは大字懇談会のお礼であったり、 あるいは職員の時間外勤務等のあり方につきましての目標値を設定するとか、そういった工 夫を行いたいという内容でございました。

また、会計管理者につきましては、平成22年度の支払の確認の方を早急に的確に行うよう にということがございました。

その他、クールビズにつきましては、やはり東日本の大震災が起きまして、通常6月以降から実施されておるわけなんですが、葛城市としましても、いち早く前倒しで5月16日から 実施していこうということを決定した次第でございます。

以上でございます。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 今、例として毎週月曜日に行われる定例部長会の内容を一部紹介していただきましたが、 この5月9日の定例会において、少なくとも専決事項の報告なり、専決事項についての協議 というのはされなかったんですか。

西井副議長 田中企画部長。

田中企画部長 予算措置の内容等につきましては、特にその部長会の方では、そういった協議、検討

するような課題等がございませんでしたので、あえて行っておりません。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 それでは、今から質問することについて、まとめて再質問しますが、次に、庁議、朝行われるそういった会、これは各部署において重要案件があれば開催されると聞き及んでおりますが、産業観光課の部長がおられます。5月の庁議、朝行われる緊急事態、緊急事態といいますか、協議をするようなことをこの庁議で諮られた実例がありましたら、ご紹介願いたいと思います。

西井副議長 吉川産業観光部長。

吉川産業観光部長 ただいまの溝口議員の再質問についてでございます。

複数の部署に関する案件の場合につきましては、理事者の方からの意見を聞いて、関係部署が集まり、日時を決めて、庁議を開催させていただいております。今回の案件につきましては、産業観光部の所管の案件ということで、また一刻も早い対応が迫られる事項であるために、直接、市長また副市長の指示を仰ぎ、対応をさせていただくと、こういう次第でございます。

なお、会計処理とかそういった関係につきましては、会計課また総務財政課と協議をさせていただきまして処理をさせていただいた、こういうようなことでございます。

以上でございます。

西井副議長 田中企画部長。

田中企画部長 済みません、申しわけございません。

先ほどの説明の方、一部不十分がございまして、伝達事項の中の2番の庁議でございます。 庁議につきましては、庁舎の庁と議会の議ということで、庁議ということを諮らせていただいているわけでございます。この件につきましては、そういった重要案件につきまして、複数の部署がかかわる案件につきましては、まず担当の部署が市長、副市長なりに所管の関係部署を集めまして、そして別途、日時を決めまして、会議の方を開催させていただいておりますので、先ほど産業観光部長が説明しましたように、特に5月につきましては、庁議を開催しておらないというのが実態でございます。

以上でございます。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 それでは次に、ここに並んでお座りの4月からの新部長さん8人がいらっしゃいます。この新部長さんが就任されて、各所属の部や課から、市長ヒアリングが実施されたと聞き及んでおりますが、指名させていただきたいと思うんですが、保健福祉課の部長。市長からの激励メッセージというのはあったんでしょうか。

西井副議長 吉川保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 ただいまの溝口議員のご質問の、市長からの激励メッセージといいますのは、市 長ヒアリングの際のですか。

溝口議員 ヒアリングのとき。

吉川保健福祉部長 各課、保健福祉部ですけども、そういう部署における課題事項等、23年度の目標

につきまして話し合いをしているわけなんですけども、冒頭の中で具体的に激励とか、そういうメッセージじゃなくて、このまま頑張っていただきたいというような形で各課長がおる前でおっしゃっていただきました。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 それでは次に、緊急連絡網を構築されていると聞きます。これは、いろんな企業でも、緊急連絡網というのは構築している現状がありますが、この緊急連絡網を構築し、訓練は実施されたんでしょうか。お答え願います。

西井副議長 田中企画部長。

田中企画部長 緊急連絡網と申しますのは、携帯電話等で個人の携帯番号に順次伝達していくような 連絡網でございまして、今現在はまだ使ってはおりませんが、かかるかどうかの確認、それ は私の方から一応させていただきました。

以上でございます。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 それでは次に、グループウェアを使って、職員全員にメール連絡が行われているように聞きますが、最新の職員全員にメールが発信された事例を紹介していただきたいんですが、上下水道部長、どうでしょうか。最近、全員の職員に発信されたメール、これの内容。詳しくじゃなくて結構です。簡単にこういったことがメール発信されましたということをご説明ください。

西井副議長 池田上下水道部長。

池田上下水道部長 ただいまの溝口議員の質問にお答えします。

最近のやつにおきますと、水曜日のノー残業デーの実施について、それの報告とか、あと 健康診断とか、そのようなものがあったと思います。

以上です。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 ありがとうございました。

次に、私は企業におりましたので、スケジューラーという名前を使っていますが、職員全員のスケジュールを登録されて、だれもがみんな出勤状況、業務状況、出張状況を把握できるようなシステムが構築されておると紹介されたように思いますが、全員がこの登録を敢行しておられますか。その点を簡単にお答え願います。

西井副議長 田中企画部長。

田中企画部長 ただいまのご質問でございます。少なくとも幹部、管理職以上はその日、その日のスケジュールなり予定の方を入れておりますが、その他の職員につきましては、入れておる者もおれば、おられない者もということで、その辺はちょっとまだ徹底はされておりません。もちろん、幹部職員がスケジュールを入れておることによりまして、会議の参集の日程の調整なり、あるいは市長、副市長の決裁をもらいに行く際に、出張なり会議等のスケジュールを見ながら、そういった出先の部署の者につきましては、それを頼りに新庄庁舎の方の決済をということになっておりまして、よりスムーズな決済過程の実現を図っておるということ

でございます。

以上でございます。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 今、6つのこういった情報の共有化に向けての行政のあり方についてお答えをいただきました。少なくとも1つ目の定例部長会において、やはり5月9日というのは5月2日の専決事項を決められた後の定例部長会であり、こういった事象が出てこないということについては、私は頭をかしげるものであります。また、庁全体といいますか、當麻庁舎、新庄庁舎全体でいろんな協議を重ねなければいけないような庁議の実態において、これもこういったことをなされたことがないと。ましてや、これは少なくとも予算を使う、予算を専決するというような事象について、そういった認識がなかったのであろうかと思います。

また、4月の部長の就任において、やはり10人の部長がおられて、8人が新任されているわけですね。当然ながら、要するに係長、課長を経て部長になられた方もおれば、係長から部長に飛びでなられた方もおられるかもわかりませんが、少なくとも部長というのは、市長、副市長からすればナンバー3、教育長もおられますけども、実態の現場の総まとめ役、事業推進の指揮命令系統の発信者であると。こういった方に対する激励のメッセージ、私は当然あって然るべきだと思いますし、特に、平成23年度の予算委員会において問題視された案件とか、予算編成の前に行われた施政方針なんていうのは、やはり部長がつぶさに内容を把握し、市長が行おうとする平成23年度の事業においての理解度をいかに持つかどうかによって、事業の推進が行われると私は思うわけですが、非常に残念なことだと思います。

さらには、3月11日に未曾有の東日本の大地震が発生し、議会、それから理事者、職員みんながこぞって震災における義援金の活動とか、ましてや職員を派遣して支援をする手だてと、いろんなことをやっているんですが、当の葛城市、私たちが住む葛城市で緊急連絡網があるのに、これを構築しながらも訓練をしていない。これはどうかなと思います。その起こった後の6月までのこの間に、やはり緊急連絡網の訓練、これを夜間、8時か9時ごろに一斉に1つの事象、例えば庁舎で火災発生とか何でもいいんです。これが、正確に連絡網の末端まで伝わるのかどうか、機能するのかどうか、職員に伝わらない伝達のメッセージが市民皆さんに伝わりますか。このあたりはぜひとも、早期に1回この訓練を実施していただきたいなと思います。

それからもう一つは、要するにメールは全員に情報を伝達する大きな現代のツールになっています。先ほど、1階の職員のある方に聞きましたら、例えば水曜日の残業のあり方についてのメッセージも流されたということでありますから、それを更に充実させていただきたい、そのように思います。

それからもう一つは、やはりスケジューラーといいますか、この職員の出勤動向及び予定 の登録制度、全員が行って初めて有効に活用されるものであり、入れてない人がおるが、開けても見れないセキュリティをかけている人もおれば、こういったことではこのシステムと いうのはもう一つ充実されてないんではないと思いますので、ぜひともこの6件について、 私は情報の共有化の大きなツールだし、大きな機関だと思います。ですから、充実をさせて

いただいて、やはり1つでも事業の推進に向かって皆がベクトル、方向を1つにして、頑張っていただきたいと思います。

それでは、これらの今までの質問を経まして、市長にお聞きしたいと思います。

市長は、例えばいろんなアイデアを持って事業を展開しようとなさるのが得意のように思いますが、この事業のアイデア及び企画段階をどのような手法でやられているのか。質問が1 0項目ありますので、簡単に説明していただきたい。

西井副議長 山下市長。

山下市長 まず、情報の共有化等につきまして、先ほど溝口議員の方から各部長に問いただしていた だきました、そのことについて私の方から補足をさせていただきたいと思います。

まず、このヒアリング等をしたということでございますけれども、4月18、19、20、この平日3日間にわたりまして、3日間とも日にちを使いまして、各部署、各課ごとの新年度予算にかかわります事業内容の確認、またスケジュール管理、進捗情報等、話し合いをさせていただきました。その中で、最優先事項は何であるのかということも含めて話し合いをさせていただき、各部長や課長がどうとったかどうかわかりませんけれども、私の方からは激励をさせていただいたと思っております。

また、震災のことに関しまして、特にこの3月11日に震災があってすぐに、部長会でこのお話もさせていただき、葛城市としての対応も当然、話をさせていただきました。部長会でも話をさせていただき、一番気になったのは、震災が起こって、義援金の問題というのはまた別の話でございますけれども、葛城市の事業が、予算が全てフルについてくるのか、補助金がついてくるのかどうかわからないということが、うわさとして流れてきたというか、補助金、予算が全額つかないという事態も起こり得るかもしれない。また、小学校の耐震化、大規模改造の工事を、ことし今議会でも計上させていただいておりますけれども、ひょっとしたら部材が来ないかもしれないということにつきまして、小学校の耐震化の工事なんていうのは、夏休みの間しか工事ができないと。それを逃してしまうと、次の年に流してしまわないといけないということがあるので、しっかりと県や国から情報を取りながら対処していただきたいくいうようなことを指示させていただいたというふうに覚えております。

また、各部長なり、各職員の情報伝達のこと、訓練等につきましては、これは葛城市という形になってから1回も職員の非常招集訓練なり、災害対応の訓練をしたことがないというご指摘を赤井議員の方から一般質問で受けたことがございます。これに即応させていただきまして、平成22年度だったと思いますけれども、21年度の事業だったかな、非常招集訓練をさせていただき、連絡網を使って、各部署、課員まで連絡をして、葛城市市役所に集合するという訓練もさせていただいたことがございます。まだ、数年に1回程度ではだめだということでございましょうから、またこれも気をつけながら、折を見て非常招集訓練等もさせていただくようにしていきたいなと思っております。

そのほか、いろいろと聞いていただいております。アイデア等のお話でございますけれど も、私の仕事をできるだけ住民の皆さんに、今の事業を推進していくこと、これが第一義で ございますけれども、葛城市全体を元気にしていくために、いかにそれを実現していくのか ということを考えているのが常でございます。私のアイデアを考えるのは、それは四六時中であるといえば四六時中でございます。それが実際に使い物になるアイデアかどうかというものは、いろんな方の意見を聞いてみないとわかりませんので、そのアイデア、どういった形で住民の皆さんに還元ができるか、住民の皆さんからお預かりをした税金を有効活用させていただきながら、葛城市の住民の皆さんが幸せだと思える状況をつくり出せるかということについて考えておりますので、こういう形をとってということはございません。いろんな方の意見を聞きながら、アイデアを練っているということだというふうに思っております。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 予定よりもちょっと時間が迫っておりますが、最初に事業アイデアをどのように出され、どのように企画段階に乗せる、その手法をお聞きしたかったんですが、これと絡んで、要するに事業計画を企画段階に乗せるためには、職員に伝達し推進するやり方、方法なり、この過程でやはり一番大事なのは、意志と熱意なんですよ。これを持ってやはりこの事業が、今いわれる市民にとって本当に重要だということの理解をいかに深めて、その方向へみんなが向いてくれるかという、このことだと思います。

また、推進状況の把握状況についてもお聞きしたかったんですが、特に今日、平成22年度から23年度への事業の繰越金の明細を見ましてもそうですし、やはり尺土の買収問題や新クリーンセンターの事業推進、新道の駅の事業推進についても、これらはやはり要するに意志、それから熱意、そして進める手段、そういったものを共有して取り組んでいただきたい。取り組んでいただいていると思っておりますが、私から見ますと、そのような部分が非常に弱く感じて見えてまいっております。

さらには、これらを進める上に、議会対応というのは非常に私は重要ではないかと。議員の1人ですが、議会の皆さんがやはり理解をし、その事業について推進を同意する。そうしないと、全ての事業は前に向いて行かないわけですから、当然ながら、予算編成の段階にあってもしかり、また各委員会での説明であってもしかり、やはり議会対応というのを本当に慎重に考えていただきたい。やはり、予算委員会で事業の執行を見合わせるなんていうぶざまな結果が出ないように。ましてや、委員会の前に駆け込みで、10分や15分で相談を受ける。ましてや、委員会の途中で休憩時間に事業の相談を受ける。こんなのは、要するに議会に対してきちっとした姿勢で臨んでないということ。それは確かに、情報を共有する上ではそんなこともありまっせと言われればそうですが、理事者と議会というのはある程度、対峙した緊張のある機関でありますので、このあたりは礼をもってなされることを望みます。

いくつかはしょっていかないと時間が足りませんので言いますが、まず先ほど言われた補助金の問題。新市建設計画推進の完遂に自信はおありですか。

西井副議長 山下市長。

山下市長 新市建設計画を完遂させることを目的に、全力で当たるということに対して、私の信念の 揺らぐところはございません。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 それでは、この新市建設計画の推進に前向きに全力で取り組んでいかれるという姿勢を述

べられました。この点において、今後、これらの新市建設計画を推進するに当たっての、今の市長の思いの中で、財政の健全化、要するに合併して平成26年以降、27年度からの財政の 健全化にも自信があると言われますかどうか、お聞きしたいと思います。

西井副議長 山下市長。

山下市長 財政の運営につきましては、昨年度、10カ年の財政シミュレーションを出させていただきました。その中でいろいろと懸念されているところがあるというふうに思いますけれども、この財政シミュレーションの中に出ていなかった分につきまして、平成22年度の予算の中で4億5,000万円もの基金の積み立てをさせていただいたということと、また22年度決算、まだこれからですけれども、9月の決算で出させていただく予定でございます。

一応、見込みとしては実質収支として6億8,000万円程度の黒字が出るであろうという見込みを持っております。単年度、単年度のことを注視しながらということでございますけれども、黒字ということを見ながら、予算編成の段階ではやはり事業費等も若干多めに見ていかなければ足りなくなった場合に大変なことになるということで、少し膨らんだ予算の見方ということをさせていただいている。それは、皆さんご承知をいただいておることだと思いますけれども、最終的に決算の段階で住民の皆さんからお預かりをした税金を大事に使わせていただくというような形で、平成21年、22年と数字として結果を出させていただいているということは目に見えることであろうと思います。

今後も、新市建設計画を推進していくということに当たる中で財政のシミュレーションを しっかりと見て、注視していきながら、財政状況が赤字に陥ることがないように努力をして いくということを、これは言明させていただき、努力をしっかりとさせていただきます。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 いくつかまだ残っておりますけども、もう質問する時間がありませんので、私の意見を述べて終わりたいと思います。

先ほど言われる新市建設計画の完遂に向けて推進していく、努力をしていくという力強いメッセージの後に、財政の健全化、財政シミュレーションにかけて、平成22年、23年の結果がこうだったから、今後そのように単年度で見ていきながら頑張る。実は、財政シミュレーションを提示していただきました。私、非常に残念に思うのが、我々も議員でありますし、それなりに勉強をしております。そういった中で、平成27年度から合併が10年間の猶予期間を経て、本当に葛城市が、要するに独自に市政運営をやっていかなければならない時期に当たって、その覚悟、これが非常に私は希薄だと思います。それこそ、補助金が今、満額とれるのかどうか心配だといわれる中で、平成27年度から、要するに合併のそれこそ特例の補助金はカットされる。ましてや、そのときに財政基金積立金はゼロ、こういった状況があるにもかかわらず、今後の10年間のシミュレーションに対して堂々と明るいものを見られる。私は非常に残念だし、子どもだましではないかなと思います。ましてや、市長は来年10月に改選を迎えるわけです。そういったことを踏まえながら、今、発せられる言葉というのは非常に重い言葉であります。ですから、十分に熟慮していただいて発信をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、昨年の繰越金の多さを指摘しましたが、尺土駅の買収や新クリーンセンターのいろんな諸問題の解決のために、実は市長の努力を各職員さんにお聞きしました。この3月の予算委員会から、この買収問題についてある委員から、しっかりせえと言われた経過があります。その結果、じゃ尺土駅の買収問題に足を運ばれたのか、全く運ばれていないようにお聞きしている。こういったことをぜひとも汗を流していただきたいと。

それからもう一つは、人材活用、全て人がものを成し遂げていく。全てアイデアのもとに 企画段階で企画し、それを実行して汗を流して交渉し、ものにしていく。やはり、人が大事 な宝だと。この人材育成やメンタルヘルスをぜひともやっていただき、時間があれば、職場 巡回や面談を実施していただいて、職員へのケアをお願いしたいと思います。

私はいつも一般質問の最後に、市長に激励の言葉を贈るようにしていますが、今、映画に来ていますドラッカーを読んで、野球のマネージャーをやったという映画が非常に脚光を浴びています。このP.F.ドラッカーというのは経済学者で、この方が言っておられるように、未来を考える前に今の現状を知らなければならない。現実からしかスタートができないからである。この言葉を贈り、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

西井副議長 溝口幸夫君の発言を終結いたします。

次に、13番、川西茂一君の発言を許します。

13番、川西君。

川西議員 皆さん、おはようございます。公明党の川西茂一でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

初めに、3月11日に起きました東日本大震災によって、お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。それとともに、被災者の方々の1日も早い復興を祈念申し上げます。また、16日現在、避難者の方々が11万2,405人おられます。心よりお見舞いを申し上げます。

震災は忘れたころにやってくる、皆様ご存じのように有名な物理学者寺田寅彦先生の警句です。東南海地震は1944年12月7日、午後1時36分に発生をしております。また、南海地震は1946年12月21日、午前4時19分に発生をいたしております。どちらも、マグニチュード8の震度、多くの死傷者、また家屋の倒壊等、甚大な被害が発生いたしました。地震発生後、約60年余りが経過をいたしております。いつ大きな地震が起こっても不思議ではない状況であると思います。東日本大震災を教訓に、本市の防災対策について、もう一度、再検討すべきではないかと考えております。

今回の質問は、本市の防災、防火問題について質問と要望をさせていただきます。なお、 各項目につきましては、質問席より行います。

以上でございます。

西井副議長 川西君。

川西議員 まず初めに、市長にお伺いいたします。

東日本大震災が起きてから3カ月余りが経過をいたしました。市民の皆様を始め、各種団

体、企業から真心あふれる応援をいただき、東日本大震災で被災された方々に義援金をお届けし、また葛城市としましても救援物資を送り、更に人的応援も行っております。現在までの状況について、お伺いいたします。

また、復興にはまだまだ長期間が必要であると思います。そのためにも、復興応援の日を 制定して、街頭募金等を行って長期にわたって応援すべきでないかと考えます。市長のご意 見をお伺いいたします。

西井副議長 山下市長。

山下市長 川西議員からの質問にお答えをさせていただきます。

まず、3月11日の大震災におきまして、多くの人命が失われ、お亡くなりになられた方々に対しまして、心からご冥福を申し上げますとともに、いまだ避難所で避難生活を送っておられる皆さんに対しまして、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

まるで現実のものではなかったかのような映像を見たときに、この世の地獄のような思いを私もいたしました。3月11日の震災の発生からすぐに葛城市としても何とかしたいという思い、たくさんのお声を寄せていただきました。きょう傍聴に来ていただいている皆さん、また区長会の皆さん、団体の皆さんからも義援金を持っていきたいから、口座を設けてほしいという熱い思いをいただいたわけでございます。震災発生から4日後の3月15日に、東北地方太平洋沖地震災害義援金の受け入れ口座を開設するとともに、葛城市、葛城市社会福祉協議会によります募金箱の設置を新庄、當麻の両庁舎を含めて26カ所の公共施設に設置をし、有線、無線による放送、また市のホームページや広報誌によるPR活動を行ってまいりました。

募金活動では、市議会議員の皆さん方や区長会の皆さんのご協力をいただきながら、また各団体のご協力をいただきながら、3月末には2,102万9,553円という多額の金額となり、これを4月14日、議長、副議長とともに私の方が赤十字の奈良支部の方に持って行かせていただいたところでございます。現在も募金活動は継続をさせていただいております。4月、5月の義援金の合計は1,178万6,851円ということになっております。義援金の総額といたしましては、3,281万6,404円という、いまだかつてないような温かい心が我々のもとに届けられているということでございます。皆さん、駅に立っておりますと、少しでもという思いで、箱の中に入れてくださるその思いを強く感じるところでございます。

救援物資の支援状況につきましては、いろんなところから協力をしたいと、また物資を送りたいというお話がございましたけれども、被災地へのルートの確保が難しいということから、市独自の物資の送付ということはやめ、義援金にさせていただいたわけでございますけれども、3月16日に奈良県より救援物資の依頼がございました。どれだけの物資を出せるかということで、議会の皆さんにもご相談をさせていただいたところでございます。中には、葛城市内の常備非常食、これを全て出せばいいんじゃないかというご意見もございましたけれども、これは葛城市民のために備蓄している食料でございますので、半分だけ出させていただくということで、そのようにさせていただきました。アルファ化米2,500食、また保存飲料水を2リッターの分を2,000本、毛布を600枚、また企業からの提供といたしまして、これ

はまとまってあったからお受けをさせていただいたんですけれども、梅乃宿酒造様からかす 汁のパック、1パックが2、3人前入っておりますけれども、これを4,500パック、これを備 蓄食料と含めて、旧の耳成高校の集積所に持って行かせていただき、奈良県からそれを被災 地の方に配っていただいた、持っていっていただいたということでございます。

また、人的応援ということにつきましては、消防署から緊急消防援助隊奈良県隊が編成をされまして、その中から葛城市は3名来てほしいということで、3月12日から16日、3月14日から19日まで、3月17日から22日までの3回、延べ人数といたしましては9名、出動をさせていただきました。長野、福井、宮城県に行きましたが、1回の出動で被災地に到着するのに1日、被災地から戻るのに1日の計2日が必要でしたので、実質の現地での活動というのは8日間しかできなかったということでございます。

健康増進課からは、4月30日から5月4日まで保健師の1名、これは課長補佐でございますけれども、宮城県の気仙沼市に行きまして、避難所で生活をされている被災者を支援するために、健康チェック、医師、歯科医師、薬剤師、栄養士等の専門職の派遣の調整、肺炎球菌ワクチン接種希望者のとりまとめや口腔内の状況を確認して、歯科医師の診察につなげるという活動をさせていただいたわけでございます。

水道課からは、5月28日から6月2日まで職員2名が岩手県陸前高田市へ行きまして、水道が断水してお困りの家庭に給水車を巡回して、ポリタンクに給水をするという活動をさせていただきました。

また、これ以外にも被災地に行きたいという職員が数名いらっしゃいますので、今後そういう方の派遣等も考えております。

また今、先生の方からご提言のありました東日本大震災復興の日制定ということでございますけれども、この日を忘れることなくという思いで制定することがいいことかどうか、また皆さんとご協議をさせていただきながら、支援というのはこれからしばらく長い間続いていく問題だというふうに思います。それに対して、復興の日というものを制定する方が目標があってわかりやすいのかどうかということも含めて、これから検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

西井副議長 川西君。

川西議員 市長よりご丁寧なご答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

東南海、南海地震が30年以内に起こる確率というのは、非常に高くなっております。特に、南海地震というのは60%というような予想があります。山麓線沿いには葛城断層があります。阪神・淡路大震災は、地震の起きる確率というのは0.8%と予測されていたにもかかわらず発生をいたしました。市民の方々の生命、財産を守り、また安全・安心のまち、葛城市の構築のためには、今一度、防災についてより深く検討すべきであると考えます。この点について、何点かを質問させていただきます。

まず初めに、地域防災のかなめとなります自主防災組織についてお伺いいたしたいと思います。大きな災害が起こったとき、隣近所の方々がいかに動き、助け合うかということが重

要な課題です。そのためにも、自主防災組織を確立し、日ごろから訓練、啓発が大事です。 現在、44カ大字のうちの何カ大字が自主防災組織ができているのか。また、防災訓練、啓発 等はどのように行っているのか、担当部長にお伺いいたしたいと思います。

西井副議長 河合総務部長。

河合総務部長 ただいまの川西議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

自主防災組織の設置大字についてということでございます。自主防災組織の設置大字につきましては、44カ大字中30大字となっておるところでございます。また、県では自警団の組織も自主防災組織としてカウントされておるところでございまして、44カ大字中24カ大字が自警団の組織を結成されているところでございます。こうしたことから、自主防災組織または自警団の組織のいずれかが結成されている大字につきましては、44カ大字中35カ大字となって、約8割となっておるところでございます。一方、いずれの組織も結成されていない大字につきましては、9カ大字となっておるところでございます。今後も、自主防災組織の設立向上に向け、取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

また、防災訓練及び広報啓発についてでございます。地域で行われる防災訓練につきましては、消防署の指導によりまして消火器や消火栓の取り扱い、また救命講習等の訓練が行われているところでございます。また、市の防災訓練につきましては、平成22年度より校区単位で実施するということになったわけでございまして、昨年につきましては、當麻小学校で実施をいたしました。本年は11月20日、これは日曜日になるわけでございますけども、磐城小学校で実施する計画でございます。早いうちに大字の区長さんとまたご相談を申し上げまして、市の広報誌や市のホームページにおきましてお知らせをしたいと考えております。

また、財団法人の葛城青年会議所におかれましては、設立の40周年の記念事業といたしまして、地域コミュニティが主導となるまちづくりの実現を目指して、災害発生時の対応には地域の人々が問題意識を持つことが大切であるということで、自助、共助、公助が連携できる防災を学んでいただくために、葛城市民に参加を呼びかけまして、結の心を持ち、人々が助け合うことの大切さを確かめ合うことを目的といたしまして、7月31日、これも日曜日でございますけども、忍海小学校を会場に行われるところでございます。内容といたしましては講演、これにつきましては「災害をきっかけにみんなで考えよう」という題目でございます。また、避難所のシミュレーション、それから非常食の体験、それから防火訓練ということになっておるわけでございます。この防災訓練につきましては、市の消防署の方から協力をするということになっておるところでございます。

以上でございます。

西井副議長 川西君。

川西議員 部長よりご答弁をいただきましたが、あと残り9カ大字ということでございますので、ぜ ひひとつ自主防災組織の立ち上げをよろしくお願いしたいと思います。

また、訓練等につきましては、11月20日また7月31日に、磐城小学校また忍海小学校等を使って行うということでございましたが、しっかりと市民の皆様に連絡できるようにお願い申し上げたいと思います。

もう1点、部長にお伺いいたしたいと思います。

平成19年度の9月度、本会議におきまして、約4年前になります。そのときの一般質問に、防災資機材、これを各大字の公民館に設置すべきであるということを要望いたしております。ご答弁では大字の防災資機材の設備状況等はまだ把握してないが、防災組織の関係者や区長との話し合いの中で、今後整備していきたいという話も出ているというご答弁でした。現在の状況についてお伺いいたします。

また、もう1点、職員の中で防災士の資格を取得されている方は何名おられますか。担当 部長にお伺いいたします。

西井副議長 河合総務部長。

河合総務部長 川西議員の再質問についてでございます。

大字での防災資機材等の整備状況ということでございます。自主防災組織等が結成が進む中、安心・安全のまちづくり補助金ということで、各大字の世帯数に応じまして、5万円、10万円、16万円等を合わせ、可搬式の消防ポンプを整備、所有される大字につきましては、7万円の補助をさせていただいている現状でございます。こうしたことから、可搬式の消防ポンプを整備される大字が増えておるというような状況でございます。現在、44カ大字中24カ大字が所有をされておるという状況でございます。今後も、こうした支援につきましては当該補助金のあり方につきまして、よく検討させていただきたいと考えておるところでございます。

また、市職員の防災士の資格取得状況についてということでございます。市の職員で防災士の資格を取得しておりますのは、現在4名でございます。防災士につきましては、社会のさまざまな場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、そのための意識、知識、技能を有する者として、NPO法人の日本防災士機構が認定する人のことでございます。家庭、職場、地域のさまざまな場で多様な活動が期待されておるところでございます。その役割と申しますのは、3つあるわけでございまして、災害時の公的支援が到着するまでの被害の拡大の軽減、2点目が、災害発生時の被災者支援の活動、それから、3点目といたしましては、平常時の防災意識の啓発、自助、共助活動の訓練等となっておるところでございます。こうしたことから、各大字の自主防災会のリーダーの方にも取得していただけるよう、大字の区長さんを通じましてご案内をさせていただいているところでございまして、現在、県に問い合わせましたところ、平成20年以降で20名の方が取得されておるということを聞き及んでおるところでございます。

以上でございます。

西井副議長 川西君。

川西議員 部長からご答弁をいただきました。ありがとうございます。

私、いつも考えるんですけども、災害が起きたとき、救援活動を行うには、やはり防災資機材というんですか、油圧式のジャッキとか、またバール、のこぎり、スコップ、大型のハンマー等があれば、例えば倒壊した家屋の下から下敷きになった方を救助するのにも可能な部分があると思うんですが、なかなか素手では無理だろうと思います。また、これは限度が

あると思います。特に、こういった場合は一刻を争うということが非常に大事なことですから、近くに防災資機材等があることが非常に大事ではないでしょうか。また、その資機材の中でもリヤカーとか、また自転車等も必要であると思います。こういった防災資機材を1つにした防災金庫、これを各大字に設置すべきであると思います。

また、防災士さんが4名ということで、非常に少ないと思うんですけども、この方の今後 の育成というのも非常に大事なことだと思います。その点、市長のお考えをお伺いしたいと 思います。

西井副議長 市長。

山下市長 防災倉庫につきましては、現在、市内に5カ所あるわけでございます。新庄地域3カ所、旧當麻の地域に2カ所でございます。ただ、新庄地域の3カ所につきましては、コンテナのようなものを設置しているということで、余り量が入らない。當麻の方はきちっと建物、倉庫という形になっておりますので、たくさんの物品が入っておるということで、ちょっとアンバランスなところがございます。備蓄食料の確認をさせていただいたというところと、ことしは予算をとらせていただきまして、人を1人雇いまして、その中で非常時のときに発電機等、使用できるかどうかというチェックも日ごろからやっておかなければ、いざとなった場合に、燃料を入れて動くかどうかわからないということで、やはり日ごろからの手入れ、チェックをしていく必要があるだろうということで、ことしはそのチェックをする人を雇わせていただいて、活用させていただこうということで、これはふるさと雇用、緊急雇用でさせていただいたと思います。

その事業を進める中で、やはりこれは、前も吉村議員とお話をさせていただきましたけれども、山手の山麓線から西側の地域には防災倉庫がないということで、そのあたりをどうしていくんだということも、これから考えていかなければならない。各大字にということでございますけれども、なかなか1つの大字ごとに倉庫をつけるということは、金銭的になかなか難しいと。今現在は、先ほど部長が答弁いたしましたとおり、世帯数に応じて5万、10万、16万という安心・安全のまちづくりの補助金という形で、補助金をお渡しさせていただいておりますけれども、その中でそろえていただくということしか、今のところできないわけでございますけれども、トータル的に考えて、各地域、各地域にどういうものが必要なのかということは、これからまた議会の皆さん方、また区長会の皆さん方とも相談をさせていただきながら、どのような計画を立てていくのか検討してまいりたいというふうに思っております。

また、防災士のことにつきましては、4名しかいないということでございますので、今後 もその資格取得ということについて、もう一度、当方も、この話をお預かりをさせていただ いて、どの程度で資格が取れるのか、私もそこまで詳しく知りませんので、もう一度、確認 をしながら、簡単に資格取得ができるものであれば、できるだけたくさんの職員にこの資格 を取ってもらうことも必要だろうと思いますので、検討させていただきたいなというふうに 思っております。

西井副議長 川西君。

川西議員 今、市長の方から防災士の件につきましても、お考えをいただきました。

私が思いますのは、各大字別に、44カ大字に全て防災士がつけるぐらいのところまで、努力をしていただきたいと思います。

また、防災庫も非常に大事なことだと思いますが、それ以外に、この防災資機庫ということで、既に近隣の市町村では設置されているところがたくさんあります。いざというときには、本当にこういったものが役に立つと思いますので、どうか前向きにご検討お願いいたしたいと思います。

もう1点、防災についてお伺いいたします。

被災者の支援システムというのがあります。これは、阪神・淡路大震災を教訓に、兵庫県の西宮市が開発した被災者支援システムがあります。既に、総務省がCD化されておりますが、これは迅速に被害者を支援するために威力を発揮する、このシステムを本市もぜひ早急に導入すべきだと考えます。この点について、担当部長のお考えをお伺いいたしたいと思います。

西井副議長 河合総務部長。

河合総務部長 再度のご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

被災者の支援システムについてでございます。ご指摘の被災者支援システムにつきましては、震災業務支援システムの中心を成すシステムということになっておるところでございまして、被災者の氏名、住所等の基本情報に加えまして、家屋を含む被災状況全般の管理や、罹災証明の発行、また、各種支援制度や義援金等の処理等にも対応するということでございます。被災者の支援状況の総合的な管理ができるシステムということで、平成7年に発生いたしました阪神・淡路大震災で市街地の全域が被災し、市庁舎も大きな被害を受けたコンピューター機器やネットワーク回線も大きなダメージを負った西宮市。これは、先ほど川西議員もおっしゃったわけでございますけども、その市の日常業務の復旧と合わせて、被災者を支援するシステムとして構築されたものでございます。この被災者支援システムにつきましては、避難の関連、それから緊急物資の管理、それから復興の関連、それから仮設住宅の管理、犠牲者・遺族管理、倒壊管理といった6つの関連いたしました管理業務をシステム化されたものでございます。東日本の大震災の被災者でも、導入が進んだということで、円滑な罹災証明の発行など、役立てられているということを聞き及んでおります。

本市におきましても、このシステム自身をしっかりと精査をいたしまして、運用に向けて 検討をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西井副議長 川西君。

川西議員 もし、大規模な自然災害にみまわれたときに、直ちに被災者を救護し、また支援し、また 迅速かつ的確な復旧、復興作業を行っていく上での、現状のことを考えますと、現状の防災 計画では可能でしょうか。非常に不安なものがあると思います。ゼロから開発すると、非常 に莫大な費用がかかりますが、部長の答弁にもありましたように、西宮市が開発しました被 災者支援システムというのは、全国の自治体には無償提供されております。初期の費用とし てサーバーや関連装置、また住民台帳との接続費用のみで、わずかな費用で導入ができます。 ぜひひとつ早急に検討していただきたいと思います。特に、住民の命と財産を守るためには、 ぜひとも導入するべきであると考えます。どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。

また先日、地元の区長さんとの話の中で、避難所の看板の設置、このことについて必要性を訴えられておられました。各大字の避難所というのは2、3カ所あると思うんですけども、常日ごろから明示しておくことが市民の意識の変化はしますし、そういったこともぜひご検討願いたいと思います。この件につきましての答弁は結構でございます。

次に、発生したときに一番の弱者はひとり暮らしの高齢者の方々であるというふうに私は 思います。現在、市内でひとり暮らしをされている高齢者の方は何世帯あるのか。また、高 齢化率、高齢化人口について担当部長にお伺いいたします。

西井副議長 吉川保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 ただいまの川西議員のご質問にお答えいたします。

ひとり暮らしの高齢化世帯数、高齢化比率、高齢者人口でございますが、平成22年10月に 民生児童委員の方々により訪問調査をさせていただきました、ひとり暮らし高齢者調査では、 65歳以上のひとり暮らしの高齢化世帯数は、新庄地区で344世帯、當麻地区で354世帯の合わ せて688世帯でございます。ちなみに、世帯分離の同居世帯数は新庄地区が185世帯、當麻地 区が141世帯で、合わせて326世帯となっております。高齢化率、いわゆる65歳以上の高齢化 比率でございますが、21.8%。ちなみに、奈良県全体の高齢化比率では23.4%でございます。 人口につきましては、65歳以上は7,931人でございます。

平成21年度と比較いたしますと、ひとり暮らしの高齢者世帯数では26世帯の増、世帯分離の同居世帯では22世帯の増、高齢化比率では0.3%の微増となっております。人口では、334人の増となっております。

今期第4期介護保険事業計画の推計では、総人口では平成26年までに緩やかな減少傾向が続くと予想されておりますが、しかしながら65歳以上の高齢化人口は年々増加傾向にあり、平成26年の高齢者人口の推計は9,064人となり、比率につきましては25.3%を占める予想となっております。

以上でございます。

西井副議長 川西君。

川西議員 部長からご答弁いただきましたが、非常に高齢化率も上がってきております。平成26年度には25.3%、約1万人の方が65歳以上の高齢になるということでございます。そういった意味からも考えまして、特に地震が発生したときに、家具等が転倒して下敷きになり、重要な事故につながっているというケースが多く実例としてあげられております。これは簡単な金具でとめておくことで防止できることです。しかし、高齢者の方々ではなかなか作業ができないということもありますので、この点は行政で現状を調査して、協力すべきではないかというふうに考えるんですが、この点、担当部長にお伺いをいたします。

西井副議長 吉川保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 ただいまの家具の転倒防止対策についてでございます。地震災害に対しましては、

まず個人個人が、自分の身は自分で守るという防災意識を持っていただくことが必要でございます。東日本のデータでございませんけども、新潟県中越地震では負傷された方の約4割が、家具の転倒や家具からの落下物によるものということでございます。建物が無事であっても、家具が転倒すると、おっしゃるように下敷きになってけがをしたり、また散乱して逃げおくれたということもございます。また、背の高い家電製品もそういうことが重要です。転倒防止対策といたしましては、器具の設置や部屋に固定する、家具と家具を固定するとか扉の開放を防止する等の措置がございます。おっしゃるように、ひとり暮らしの高齢者の方などは、自力で転倒防止金具の取りつけができない、また固定ができない方に対しては、何らかの身近な地域の支援も必要でございます。このようなことから、転倒防止のための金具の購入、また固定にかかる費用の公費補助、県や国、近隣市町の動向を勘案しても検討してまいりたいと思います。

また、身体的な事情により器具の取りつけのできない方、困難性を感じておられる方への 支援策も合わせまして、市民全体の防止対策として、総合的に検討していく必要があると考 えており、また広く一般家庭における家具の転倒防止対策の普及啓発にも取り組んでまいり たいと思います。

以上でございます。

西井副議長 川西君。

川西議員 ぜひひとつ、いろんな面で大いに協力してあげていただきたいと思いますので、改めてお願いいたしておきます。

もう1点、これは高齢者じゃなくても、私たちもよくあることなんですけども、有線放送、また無線放送等から放送されていました内容が聞き取れなかったとか、また放送をもう一度、聞きたい、そういった声を高齢者の方、またいろんな方からお聞きいたします。そういった点で、これの解消方法として通話無料のフリーダイヤルで24時間対応できる音声自動対応サービスというのがあると思うんですけども、この件について、部長どのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

西井副議長 田中企画部長。

田中企画部長 ただいまの川西議員のご質問に対しまして、音声自動応答サービスと申しますのは、 定められた専用の電話番号に電話をしまして、音声ガイダンスによりますさまざまなサービ スの提供を受けられるシステムのことでございます。既に民間におきましては、チケットの 予約問い合わせや販売促進キャンペーンやコールセンターのガイダンスに、また行政部門に おきましては図書館図書の貸し出し予約情報確認や病院診察の予約受付等が行われておりま す。

川西議員のお問い合わせの、その日の放送内容を電話により再度聞き直す仕組みが構築できないかというご質問であったかと思いますが、その日の放送内容につきましては、市のホームページ上にその内容を掲載しておりまして、インターネットからお読みいただくことができるようになっております。また、市の方ではボランティアの方によります広報誌の内容を読んでテープに録音し、そのテープを視覚障害者の方に提供するサービスの方も行ってお

ります。

音声自動応答サービスにつきましては、現在いろいろな種類のシステムの方が提供されておりまして、その仕組みや構築費用もさまざまであります。今後、放送内容の再確認のためのサービスも含めまして、それ以外のサービスにも利用できないかということを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西井副議長 川西君。

川西議員 インターネット等もあるんですけども、なかなか使ってらっしゃらない方もたくさんいらっしゃいますので、ぜひ前向きにご検討していただきたいと思います。

もう1点、災害時における高齢者対策といたしまして、災害要請世帯を対象に緊急連絡先などの情報が入力されましたQRコード付カードという、北海道の佐呂間町では既に無料配付をしておられます。これはカメラ付携帯電話でQRコードを読みとると、そのかかりつけの病院や緊急連絡先などが表示される仕組みとなっております。配付されるものは、カードを含めマグネットステッカーとか、またキーホルダー、またバッチを含め4点あります。また、それ以外に希望者には帽子に張りつけ用のシールも配付されていると聞いております。災害時、またそれ以外のときにもこのことは利用できるのではないかというふうに考えております。今後の課題として検討願いたいと思います。この件に関しての再答弁は結構でございます。

次に、防災教育、防火訓練について教育部長にお伺いいたします。

東日本大震災で巨大津波により壊滅的な被害を受けた太平洋沿岸部、その中で、岩手県釜石市は死者、行方不明者が1,300人に上ったが、市内の小中学校は独自の防災教育が功を奏して、ほぼ全員が無事に避難することができたと報道されておりました。本市における防災、防火に対する教育訓練は、どのように行われているのか、担当部長にお伺いいたします。

西井副議長 中嶋教育部長。

中嶋教育部長 ただいまの川西議員のご質問でございますけれども、奈良県におきましては今後、発生確率が高いとされます東海、東南海、南海地震を念頭に置きまして、平成18年1月に奈良県学校地震防災教育推進プランというものが作成されております。各学校では同プランの副題として掲げられました災害に自立的に対応できる子どもの育成を目指し、取り組みを展開しております。すなわち、家庭や関係諸機関との連携、協力を図りつつ行う、1、防災体制の充実、2、防災教育の推進、3、指導力・実践力の向上、以上3点であります。

まず、第1の防災体制の充実の具体的内容といたしましては、教員の役割の明確化、家庭や地域との連携、安全管理の充実、災害時の危機管理能力の向上、災害対策初動体制の徹底を指します。2、防災教育の推進につきましては、防災教育プログラムの構築、安全教育の充実、効果的、実践的な防災・避難訓練の実施、ボランティア教育の推進を行い、最後の3、指導力・実践力の向上は、教職員の防災リテラシー・応急処置能力の向上、校内研修の実施、心のケア対策の充実を求めるものであります。

続きまして、本市学校における教育、訓練の状況につきましてお答え申し上げます。

まず、各教科等の目標や内容等には防災教育にかかわるものが多く含まれております。各学校では、日常の教科、指導の中で、学習が積み重ねられます。例えば、小学校中学年の社会、理科、道徳、特別活動、高学年の社会、理科、家庭科、体育、道徳、特別活動というように、それぞれの学習の中でさまざまな方面から進化、充実が図られます。小学校中学年の社会科を例に申し上げますと、災害から人々の安全を守る体制と、そこに従事している人々の工夫や努力を学ぶという学習が用意されております。ここでは、火災などの災害を取り上げ、消防署等を見学したり、お話を伺ったりして、消防署の働きと消防士の工夫や努力について理解できるようにいたします。こういった学習も災害に自立的に対応できる子どもの育成には大きな意味を持っているものと思っております。

以上のような学習とともに、防災教育におきましては、体験的、実践的な防災訓練を重ねることが肝要でございますが、小学校ではほぼ全校におきまして年2、3回程度、地震と火災の防災訓練が実施されております。そこではまず、地震や火事の恐ろしさについて学んだり、話し合ったりし、避難の仕方を学びます。続いて、地震や火災の発生を想定して「お・は・し・も」、すなわち、押さない、走らない、しゃべらない、戻らないの4つの頭文字を用いた約束を守りながら避難訓練を行い、避難完了後は、消防署の方からご講評をいただくというのが一般的な手順でございます。ご講評の中には、地震や火災の恐ろしさと、円滑な避難の重要性をご指導いただくとともに、地震の揺れを体験できる車両の起震車にお越しいただき、地震のすさまじさを体験するといった取り組みも展開しております。3月11日の東日本大震災に伴い、子どもたちの防災意識も少なからず高まっております。学校といたしましても、この機会に更なる防災教育の充実、進化を図りたいと考えております。

以上でございます。

西井副議長 川西君。

川西議員 担当部長より、ご丁寧な答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。

群馬大学の大学院の片田敏孝教授という方がいらっしゃるんですけども、この方がNHKの「ニュースウォッチ9」でも放映された番組の中で、小学校、中学校で防災教育を進める狙いについて語っておられました。10年たてば最初に教えた子どもが大人になる。更に10年たてば親になるだろうと。そうすると、防災を後世に伝える基本的な条件、防災文化の礎ができると。また、子どもを通じて家庭に防災意識を広げていくことができる、このようにおっしゃっていました。また、防災教育を行う上で、重要な視点としましては、知識ではなく、姿勢を与える教育。自分で命を守る教育、このことの大切さを語っておられました。

担当部長より、防災、防火教育についてご答弁をいただきました。今後もぜひそれを続けていただいて、小さいときから体で覚える指導をお願いしたい、このように思います。この件についての再答弁は結構でございます。

最後になります。防火についてお伺いしたいと思います。

連日連夜、市民の方々の安全を守るために努力されていること、心より感謝申し上げます。 ご苦労さまです。ありがとうございます。5月22日、疋田公民館で行われました防災訓練に 私も参加させていただきました。あいにくの大雨で、野外での訓練というのは中止になりま したが、そのときDVDでの映像でも火災から命を守るためには、住宅用火災報知器の設置が大変に重要であると述べられておりました。6月1日より住宅用火災報知器の設置が義務づけられました。本市の設置状況について、また設置のための啓発活動というのはどのように行われているのか、消防長にお伺いいたします。

西井副議長 岩井消防長。

岩井消防長 失礼します。住宅用火災警報機の設置状況及び啓発について、お答え申し上げます。

設置状況でありますが、平成23年6月16日現在、5,962世帯に設置されております。設置率につきましては、45.4%となっております。設置率につきましては、6月1日現在の世帯数に対する設置率であります。参考でありますが、65歳以上の高齢者でひとり暮らしの世帯を対象としております給付制度を現在まで191世帯の方が利用されております。

次に、啓発活動でありますが、現在までに全世帯に啓発用チラシの配付、街頭啓発、啓発用の看板、啓発用の懸垂幕の設置、市広報誌の登載、有線放送等、消防広報活動及び区長会、また区長さん宅へ出向きまして、火災警報機の設置等の設置推進をお願いしております。さらに、地域における消防訓練指導や各事業所への消防検査、各種イベントのあらゆる機会に設置推進を実施しております。本年6月1日から全国一斉に義務化になっておりますので、引き続き啓発活動を実施しますとともに、未設置世帯、いわゆる無関心層の方への設置推進を図るため、逐次個別訪問を指導する計画を検討しております。今後も、住宅火災警報機の重要性を訴え、火災による焼死者を出さないように設置推進に努める所存でございます。以上でございます。

西井副議長 川西君。

川西議員 今、消防長よりご答弁がありましたが、45.4%、約半分の方がまだ残っておるということでございますので、ぜひひとつ努力していただきたいと思います。特に、住宅火災の死傷者というのは、寝ているときに逃げおくれたという方が圧倒的に多い。また、その6割以上が65歳以上の高齢者だったというような消防庁の調査が出ております。警報器の設置で、死者が3分の1に減ったなどという効果も判明しておりますので、今、消防長のご答弁にもありましたように、ぜひ個別訪問等をしていただいて、設置していただけるよう努力をお願いいたしたいと思います。

それでは、市長を始め、担当部長よりご丁寧なご答弁いただきまして、本当にありがとうございました。市長に再度要望いたします。東日本復興応援の日についても、検討していただきたいと思います。また、防災について自主防災組織の確立、また防災資機庫、防災金庫を各大字に設置することを前向きに検討していただきたい、このように思います。また、被災者支援システムも、また音声自動応答サービス、また家具転倒防止対策等は少しの予算で実現ができます。そういった意味合いからも、ぜひ早急に実施していただきますよう要望いたします。また、長期にわたって行う必要があります防災、防火教育、また防災士の育成などがありますが、東海、東南海、南海地震、この3つの連動型地震が一挙に起きた場合は支援は実質的不可能になる、このようなことを文部科学省が警告を発しております。いつ災害が起きるかわからないから、ついつい後回しになっていることが多いと思います。備えあれ

ば憂いなしといわれていますように、十分な体制を整えておくべきであると考えますが、市 長にご答弁いただけるようでしたら、一言お願いいたします。

西井副議長 山下市長。

山下市長 今、いろいろと川西議員からご提言、またいろいろとご意見をちょうだいいたしました。 私も、まさに災害に対応するために、どうしていかなければならないのか、これを考えることが葛城市のこれからの予算立てをしていく中での重要課題であると認識しております。 3 月11日以前と、3月11日以後では考え方の1つのファクターが変わったというふうに認識をしております。

現在、大字懇談会、4月から當麻地区の方から始めさせていただき、各大字を回らせていただきながら、災害のことについてお話をさせていただいております。第一義的に避難場所になる大字の公民館、ここが第一次避難所になるんですというようなお話をさせていただきながら、備蓄食料のお話、また葛城市が進めております備蓄食料や避難場所、また応援の協定であるとか、そういったお話もさせていただいております。ことしからダイドードリンコ、ここのご協力をいただきまして、希望される大字だけでございますけれども、各大字の公民館の前に無料で自動販売機を設置していただきました。電気代ももちろんダイドードリンコもちという形になっております。これを各大字の公民館に設置することによりまして、災害が起こった場合はそこの自動販売機の中から水やジュース、これを全て無料で配付するという形を取らせていただいたり、いろんな方法を考えさせていただいております。

住民の皆さんに私がお訴えさせていただいているのは、いろんな方法を我々は考えている。 しかし、皆さんのところに万が一、届けられない可能性もあるんだと。ですから、各家庭で 自分とこの家族の分の備蓄食料、2名、3名、それだったら1日、大体、水が2リッター1 本要りますので、その人数分掛ける3日分ぐらいは持っておいていただきたいと、こういう ようなお話を伝えさせていただいております。

また、7月も新庄地区を中心に大字懇談会をさせていただきますけれども、そこの皆さん方にも同様のことをお伝えさせていただき、まず、自分たちで災害が起きた場合に、自分たちで守っていく。その思いを徹底していただくようにお願いをして回ろうと考えておりますし、葛城市が行うイベントの中で防災訓練は昨年から、各校区ごとにさせていただくことになりましたけれども、それ以外に各種いろんなイベントを行いますけれども、その中で1カ所だけとか、1項目だけ、災害に関するものを何か取り入れようよということも提言をさせていただいております。わざわざ災害訓練に来てくださいと言ったって、若い家庭の方々はやはり家族で遊びに行くことを優先されたりする方もいらっしゃるかもしれない。それよりも、楽しいイベントの中で災害のコーナーを設けたり、そういう災害の問題を考える機会を増やしていくことが大事であろうということで、そのように取り組ませていただこうと考えております。

いろんな手だてを講じながら、住民の皆さんが被害に遭う機会を少なくしていく、被害が あった場合に、できるだけ早くリカバリーができるように行政の方も努力をしてまいりたい と思います。先ほどからご提言をいただいておりますことも、真摯に受けとめさせていただ きながら、葛城市でできること、また検討していかなければならないこと、いろいろと仕分けていきながら、取り組めるものは早期に取り組めるように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

西井副議長 川西君。

川西議員 市長より、本当に力強い答弁をいただきまして、ありがとうございます。

最後に、防災について私見を述べさせていただきます。防災には2つの目的があると思います。まず、第1の目的としましては、やはり今、市長がおっしゃっていましたように、被害を出さないようにすること。これが全てであると思います。また、被害抑止力というもの、これを高めること。これが防災にとっての第1の目標であると思います。

また、第2の目的としましては、被害軽減力を高めて、万が一、その被害が起きたとき、いかに迅速に対応できるか、いち早く復興、復活できるかということになると思います。そのためには、地域防災力が大変重要です。地震発生から15分以内で命をなくされているという方が90%を超えています。最初の10時間、これは自分たちで命を守らなければなりません。行政に救助を求めるのは無理です。また、改めて地域防災力、自主防災力が大切であるということになります。

また、行政に頼らない本当の防災力、防災に重要なのは、やはり地域のコミュニティの力であると思います。また、地域の絆です。そういったためには、やはり日ごろからのあいさつ運動、また小さな親切運動というのが必要ではないかと思います。各大字で、地域で行う防災、防火訓練には、地域防災力をつけることができます。また、子どもたちも学校で防災、防火教育訓練等をしていただくことで、意識の構築ができると思います。同じ言葉を何遍も使って申しわけないと思うんですけども、やはり備えあれば憂いなしです。災害の強いまち、葛城市を目指して、行政と市民が一体となって取り組んでいくべきであると考えます。

以上で、私の質問を終わらせていただます。ありがとうございました。

西井副議長 川西茂一君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

なお、2時より会議を再開いたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 2時00分

西井副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、春木孝祐君の発言を許します。

春木議員 日本共産党の春木孝祐でございます。本日の質問は、地球温暖化対策、そしてバイオマス タウン構想の構築について、この2つの課題で質問をさせていただきます。具体的には質問 席で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

西井副議長 春木君。

春木議員 まず、最初の地球温暖化対策についてでありますが、最初に葛城市地球温暖化対策実行計 画というものがございます。これは、ホームページに掲載されている概要版を見たわけです

が、この計画は平成10年に制定された我が国の地球温暖化対策推進に関する法律の定めによって当市で策定されたものであります。本年度が最終の年度となっていますが、この進捗状況についてご説明をお願いいたします。

西井副議長 松浦市民生活部長。

松浦市民生活部長 4番、春木議員のご質問にお答えいたします。

平成19年3月に葛城市地球温暖化対策実行計画を策定いたしました。この計画は、平成17年度を基準年といたしまして、約430万キログラム、CO₂を排出しておりました葛城市の事務事業から排出する二酸化炭素を始めとする温室効果ガスを3%削減する計画でございます。この削減目標実現に向けて、冷暖房温度の設定、昼休みの消灯等の取り組みを実行いたしましたが、残念ながら平成22年度におきましては、温室効果ガスの排出量は平成17年度の排出実績に対しまして0.8%の減にとどまっており、削減目標を達成することができておりません。しかしながら、平成17年度ではクリーンセンターのごみ焼却量は7,866トンでございましたが、市民の皆様の意識向上や一般廃棄物処分手数料の改正等によりまして、平成22年度のごみ焼却量は6,730トンとなっており、この一般廃棄物焼却から排出される温室効果ガスは約15%削減されたと推定され、葛城市役所といたしましては、事務事業と一般廃棄物の焼却から排出される温室効果ガスは結果的には7%の削減が達成できたことになります。これらの結果、改めてごみの減量化は地球温暖化対策に有効な手段であると認識したところです。また、クリーンセンターが稼働しましたら、より一層の燃焼効率の向上が見込めることから、温室効果ガスの排出抑制にもつながっていくのではないかと考えております。

今後は、焼却炉の延命、リサイクル率の向上といった面からだけでなく、地球温暖化防止 対策の手段として、ごみの分別収集に取り組んでいく所存でございます。

続きまして、地球温暖化防止に向けての取り組みでございますが、本市では従前よりBDF、つまりバイオディーゼル燃料によりますごみ収集車の運行や、後ほどのバイオマス関係の回答でも詳しく説明されると思いますけれども、ボランティアの皆様のご協力を得まして、おひさまたい肥事業や菜の花プロジェクトを展開いたしております。

また、本年度の取り組みといたしましては、グリーンカーテンコンテストや会場は未定でございますけれども、8月にはキャンドルナイトを実施する予定でございます。市役所といたしましても、職員に節電等の取り組みを回覧して、再確認しております。また、6月には電気自動車も導入し、平成21年度から新庄庁舎だけで実施しておりましたが、グリーンカーテンを當麻庁舎も始め、学校等を含む31公共施設、37カ所にグリーンカーテンを設置しております。

東日本大震災以降、職員の意識向上もしておりますので、一層の節電対策を推進してまいります。なお、平成22年4月に地球温暖化対策推進に関する法律が改正になり、従来までのデータは使用することができなくなりましたので、今年度は新しい実行計画策定に向けての調査、準備期間にしたいと考えております。この計画に関しまして、先日、県環境政策課に問い合わせをいたしましたところ、県でも現在、策定中との回答でございましたので、策定に関してのノウハウをご教示していただけるよう依頼しておりますことをご報告し、答弁と

させていただきます。

西井副議長 春木君。

春木議員 どうも、ありがとうございます。最初の計画以外に、さまざまな幅広い取り組みをされているということが、詳しく報告されていただいたわけであります。

結果的には、削減目標としての3%を超えて実現ができたということは、大いに評価されると考えておりますけれども、実際にこの実行計画で最初に示された推進体制、これは実行計画管理総括者、当時、助役。それから、実行計画推進管理者、これは市民生活部長。実行計画推進責任者、これは各部長。それから、温暖化対策委員、各所属の代表。事務局としては環境課ということで、体制が組まれておったわけですけども、今の報告を聞いてる限りは、この機能というものが十分発揮していたというふうには考えられないと思うんですけども、実際はどういうことであったんでしょうか。ご説明をお願いします。

西井副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 当時、助役を中心に推進体制を整えまして、私が副責任者として任命をされておりました。先ほど、部長が申しましたように、普段の事務事業の中での取り組みにつきましては、それぞれ以前より省資源化、またはむだ遣いをなくそう等々の取り組みが既になされておりまして、その絞りきった中での計画を立てさせてもらったというスタートの原因があるわけでございます。国自身も既に日本としての取り組みとしては、それぞれ各国を上回るだけの、それぞれの取り組みがなされた後での目標ということで、先ほど部長が設定しましたように、非常に0.8%というふうな、それぞれの努力を重ねてまいったわけですけれども、3%というのには達成が満たなかったというのが現状でございます。

しかし、部長の話の中にもございましたように、その当時といたしましては、いわゆる事務事業の中でクリーンセンターの焼却分、いわゆる市民から出されるごみの部分につきましては、計画を除外されておったという状況の中でございます。しかしながら、新庄地区におきましても、今までの古紙の回収等々をリサイクルにまわすというようなこと、それから、先ほども披瀝ございましたように、新たなおひさまたい肥等々の取り組みによりまして、市民を巻き込んだ形の温暖化対策の中で違った角度からの取り組みが計画以外でも進めさせていただいているというのが現状でございます。

ことしも募集をされます200名の方が、おひさまたい肥に参加をいただいておりますし、過日も我々が取り組んでおりますグリーンカーテンにつきましても、マスコミから取材を受けまして、今現在、それの効力を上げるために頑張っておるということでございます。当初の計画どおりというのは、時代の流れによりまして、それぞれ脚光を浴びる部分が違ってくるわけでございます。その辺に関しまして、若干ではございますが、その時代、時代に合いました取り組みを更に進めさせていただきまして、全体的な意味での温暖化防止に努めてまいりたいと、このように考えております。

西井副議長 春木君。

春木議員 今、副市長からお話があったんですが、私もこの計画を見まして、市の取り組んでおられる事務事業全体としての温暖化ガスの排出量の50%近くをごみの焼却によって出している。

ということは、初めからデータとして出されているわけですけども、一般廃棄物の焼却については、住民サービスにかかわるために、つまりサービスの低下をしてはいけないということで除外すると書かれてありますね。だから、このときの考え方と現在と、大きく市民意識も含めて、市の考え方も変わってきて、そして結果として大きな取り組みに発展してきているんじゃないか、そんなふうに私も思っておるところです。

もう一方、法改正によって今年度は新しい実行計画策定の準備期間をしたいと、こういう ふうにも述べられており、また今、東日本大震災があって、職員の意識も向上しているところであると。これは市長にお聞きしたと思うんですけど、関電からも10%から15%程度の節 電要請もあったというふうに聞いておるところであります。今度の新しい実行計画では、ぜひとも先ほど質問をしました、この推進体制というものは、できるだけ実際に実行することができる、そういうものとして編成をしていただきたいと思っているわけです。実際に、権限の移譲も含めて本当に動いていくような、そういう形にしていただきたいと。前の計画にも示されておったんですけども、取り組みの状況を定期的に把握をして、行動していくというふうに書かれてあるわけです。ぜひとも、このことは市民に対しての勇気づけ、あるいは啓蒙にもなっていくと思いますので、今度はぜひ、このことを計画に入れ、実行していただきたいと考えておるところでございます。

現在の計画で、細かく非常にたくさんのすばらしい事柄が載せられているんですが、私は特に感心をしましたのは、建築物の設計、維持管理等に当たっての配慮でございます。例えば、建築物を建てるときに規模、用途に応じて太陽光発電、あるいは太陽熱等の自然エネルギーの導入を検討しますと明らかに書かれているんですね。私の知る限り、残念ながら歴史博物館に設置されたのみで、あと設置したという話は余り聞いてないわけですけども、こういうことは本当に今に合わせば非常に大事なことではないかと言えると思うんですね。まさに、これから新市建設計画で、本格的にさまざまな施設をつくっていくわけですので、ぜひこのことを肝に銘じて取り組んでいただきたいというふうにも思います。

また、この施工に当たっても、可能な限り合理化を図り、エネルギーの有効利用に努めます。あるいは、解体や廃棄に当たっては、リサイクルや適正処理を発注者として確認をする。かなり積極的なそういう計画、すばらしい計画を示されておりますので、ぜひ新しい計画を立てられるに当たっても、継続して取り組まれるように要望したいと思います。

では、次の地球温暖化対策ということでは、これは同じテーマなんですけども、ここに持ってきておりますが、葛城市地域新エネルギービジョン策定事業報告書という立派な冊子が、平成22年2月に発行されております。その最初に、初めにというところがあるんですが、ここでは市長が書かれておりますけれども、その要旨を紹介させていただきますと、人類は18世紀の産業革命以来、急速に産業活動を発展させてきました。その結果、人類は物質的に豊かな生活を獲得し、大量生産、大量消費のライフスタイルとなりましたが、化石燃料など、大量のエネルギーを消費し、二酸化炭素等の温室効果ガスが大量に放出された結果、地球の温暖化という深刻な問題に直面しています。そして、このような状況を少しでも改善するために、私たちが今、成すべき事は、二酸化炭素の排出の少ない新エネルギーを活用すること

で、化石燃料の消費を抑制し、石油へのエネルギー依存度を低減することであります。この 新エネルギービジョンを葛城市も新エネルギー導入の指針としながら、自然環境との調和を 目指し、かけがえのない葛城市の恵まれた自然、かけがえのない地球を未来の子どもたちに 残すために、官民一体となり、新エネルギーの普及を進めていきたいと考えています。この ように、宣言をされております。

このビジョンを今後どのように具体化されようとしているのか、ご説明をお願いいたします。

西井副議長 松浦市民生活部長。

松浦市民生活部長 平成21年度の事業として実施され、公表されている葛城市の地域新エネルギービジョンの具体化についてということでご質問いただきましたけれども、これは平成21年度に策定をいたしました葛城市地域新エネルギービジョンに関しましては、行政指導での具体化だけでなく、新エネルギー賦存量に着目した企業進出を促進する側面もございました。残念ながら、この企業進出に関しましては、現在効果が上がっていない現状でございます。

さて、本市といたしましての具体的な取り組みでございますが、6月1日付で葛城市新工 ネルギー導入検討委員会というものを設置し、検討を開始いたしました。委員会の委員構成 は、副市長を委員長に、市民生活部長を副委員長に、その他の部長を委員として6月13日に 第1回目の会議を開催いたしました。協議内容は、葛城市の公共施設への新エネルギー導入 の検討、それに関する補助金の検討、並びに各家庭のソーラー発電システムの導入に対して の補助制度の検討でございます。その協議内容を各部で検討し、8月初旬に開催を予定して おります次回委員会に持ち寄ることとしております。

また、太陽光発電に関しましては、6月15日付で総務省主管の緑の分権改革に、モデル事業としての提案書を提出しております。提案書の内容は、災害時に備えて避難場所に太陽光発電を設置し、避難場所が使用されている際には電気を使用し、使用していない場合には売電、つまり電気を売ることを骨子としております。この新エネルギー導入に関しましては、各自治体が設置補助金を設けたり、長野県飯田市のようにイニシャルコストをかけずに、太陽光発電設備を設置する制度を創設しております。奈良県におきましても、補助金制度並びに融資制度を設けており、また県内の奈良市、生駒市、大和高田市の3市でも、補助金制度を設けております。葛城市では、幸いにして市内にシャープのソーラーパネル製造工場もございますので、官民協調した事業の展開も協議してまいります。

東日本大震災の発生以来、福島第一原子力発電所の事故や浜岡原子力発電の稼働停止など、原子力発電に対する危惧が増大し、再生可能エネルギーの導入が急務と考えられている現在におきまして、国、県の動向を十分に見極めながら即応できるよう、新エネルギー導入を図ってまいる所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

西井副議長 春木君。

春木議員 質問に対しまして、非常に積極的なご答弁をいただいたと思います。いろんな各地の状況 なども調べていただきまして、ありがとうございます。

この新エネルギー導入検討委員会というのを早々と設置をされて、各部で施設や、あるいは事務事業全般にわたって導入計画の検討を始められたこと、また、各家庭のソーラー発電設置に際しても、補助金制度を検討されているなどの答弁があり、大変心強く思っているところであります。大いに期待をしたいと思うところでありますが、ひとつお願いとしては、こういった事柄を導入するということについて、可能な限り地域経済が活性化するような形で方策を考えていただきたい、検討していただきたいということをお願いしておきます。

また、福島原発の事故にも触れられ、再生可能なエネルギー導入が急務であると述べられました。私も、全く同感であります。今、福島原発では事故以来もう3カ月以上もたっているわけですが、今も核燃料、あるいは使用済み核燃料の安定的な保管、施設内に漏出した放射性物質の封じ込めのめどがたっておりません。予断を許さない状況にあると思っています。また、放射線量の測定が進むにつれ、大気中の濃度には特に濃度の高いホットスポットがあるというようなこと、あるいは海水や海底の泥や土壌、下水汚泥、水道水、魚介類、農作物などさまざまな飲食物が汚染され、その汚染範囲も広いことなどが判明しつつあり、原発災害の深刻さを見せつけ、国民を不安に陥れており、一刻も早い汚染源封じ込めが望まれているところであります。

原発による電力供給は、日本においては温暖化ガス削減の目玉として推進されてきたところであります。しかし、今、安全神話が崩れたところ、この再生可能なエネルギーへの転換が最重要課題となってきております。環境省の4月26日付の新聞報道、2009年度の我が国の温室効果ガス排出量を見て驚きました。それは、総排出量としては京都議定書でいう基準年、1990年よりも4.1%減少しているということでありますが、その原因は景気後退によるエネルギー需要の減少と、そして原発設備、つまり電気として原発の利用率が上がったということに伴って、電力排出原単位、つまり二酸化炭素排出量に換算する際の係数が低くなったということを理由に挙げておられる点です。当然、石炭や石油による化石燃料を燃やすことによる発電ということは、温暖化対策上、許されるものではありません。そういった意味で、根本的に日本の京都議定書による目標達成には、この再生可能なエネルギーの導入が急がれるところであります。

私は、行政の決断によって飛躍的にさまざまな技術が進歩すると確信をしております。思い出せば、自動車排ガスの汚染を低くするような技術は到底できないといわれたことがあったわけですけれども、日本が世界に先駆けてその技術を開発し、日本の技術のすばらしさを世界に示した例を思い出しておりますが、必ずそういった技術が急速に進展していくということを確信するところであります。ご答弁にもありましたように、時流におくれることのない導入を期待しておるところでございます。

地球温暖化に関する質問の最後に移らせていただきます。

地球温暖化対策の大きな対策の1つに、ご存じのように現在の地球温暖化というものの大きな要因の1つに、世界的に森林地帯の大規模な伐採と砂漠化が挙げられており、森林の保全、再生の取り組みがなされているところであります。葛城市におかれましても、平成20年に緑の基本計画を策定し、公園、緑地等の整備のため、昨年度、緑化重点地区設定業務とい

うものが委託業務としてなされたと思うんですが、この公園整備にかかわる国の補助金制度 というものが、吸収源対策公園緑地事業に変更されております。この新しい位置づけのもと での、つまり地球温暖化対策として公園整備が明確に位置づけられている、こういうもとで のこの事業の結果と今後の計画についてご説明をしていただきたいと思います。

西井副議長 石田都市整備部長。

石田都市整備部長 それでは、春木議員の3問目の質問でございます、吸収源対策公園整備事業の現在の動向でございますけども、現在、吸収源対策公園整備事業につきましては、葛城市緑の基本計画によります緑化重点地区の中で、温室効果ガス吸収源対策事業として有効な500平米以上の公園緑地整備を実施すべく、平成22年度に公園緑地化と、でき上がりました要綱に基づき事業内容の確認を行いまして、平成23年2月開催の区長会に事業概要の説明をさせていただき、また現在、要望を受けつけているところでございます。現在、7地区、ほかに2地区において検討されている大字がございます。今後は、事業実施に向け、協議を重ねまして、5カ年計画となります社会資本総合整備計画の策定を行いまして、12月には県の方へ計画書の提出を行う予定としております。

以上です。

西井副議長 春木君。

春木議員 ありがとうございます。CO2の削減効果という点から見ますと、この事業ではどの程度 の量が推定されているのでしょうか。教えてください。

西井副議長 石田都市整備部長。

石田都市整備部長 当事業におきましては、一応、緑化率が80%以上ということが決められておりますので、現在、低木、芝生等を植えることによりまして、100平方メートル当たりの CO_2 の削減量につきましては、年間4.5トンと推定されております。

西井副議長 春木君。

春木議員 今の100平米、4.5トンという推定ですから、今度の事業では500平米というのが最小の広さということになります。ですから、1つの公園をつくるということによって、22トン余りの CO_2 の削減効果があるということになると思います。

先ほど、私が新聞報道の、2009年における CO_2 の発生量についてコメントを紹介しましたけども、この森林の吸収源対策による2009年の日本における CO_2 削減は4,630万トン。都市緑化などで70万トン、こんなふうに説明をされているところであります。公園はもとより、地域住民にとって非常に生活がさまざまな意味で豊かになっていく、そういう性格を持っておりますし、ぜひスムーズな事業展開を要望いたしまして、地球温暖化対策の質問を終わって、次に移らせていただきます。

2つ目の課題でありますバイオマスタウンの構築の問題であります。これは、葛城市の地域経済の活性化の大きな基盤になると考えておりまして、廃棄されている資源の有効利用、あるいは再生可能なバイオマス燃料を提供し、温暖化対策に寄与する点でも評価されるものであり、私は度々、この事業の推進を求めてきたところであります。

残念ながら、国の予算措置というものが余り進んでいないようでありますが、葛城市にお

かれましては、さまざまな形で、一方では着実に成果を上げられているというふうに思って おります。その成果と今後の計画についても、ご報告をいただきたいと思います。

西井副議長 吉川産業観光部長。

吉川産業観光部長 それでは、4番、春木議員のバイオマスタウン構想について、今日までの成果と 今後の計画につきましてのご質問にお答えをさせていただきます。

平成22年2月に葛城市バイオマスタウン構想が公表されて以降、関係課におきましてバイオマスタウン構想に基づいた協議を行ってまいりました。今日までの活動といたしましては、市民参加活動のもと、家庭の生ごみを堆肥化し、市民に還元し、家庭菜園等に利用し、おひさまたい肥活動を行ってまいりました。その実績につきましては、平成21年度は192名で7トン、平成22年度におきましては、320名で13トンとなっております。また、菜の花を使っての資源循環を行う菜の花プロジェクトにつきましては、平成22年度より実施し、葛木地区で12アールを栽培し、120キログラムの菜種の収穫がありました。現在、専門の業者に搾油を依頼しており、収穫の約32%で38キログラムの菜種油が搾油される予定であり、一定の成果があったのではないかと考えております。

今後も、おひさまたい肥活動や菜の花プロジェクトの活動を推進していき、大学や研究機関等を含めた学識者の協力を得ながら、協議会の設立を行い、本市の実情に合ったバイオマスタウン構想の構築をしていく予定であります。バイオマスタウン構想の目的の1つであります地域循環型農業システムの構築でありますが、本市のバイオマスの資源である堆肥の利用におきましては、現在、14戸の酪農家において個々に牛糞を利用した堆肥を生産しており、市内の専業農家、兼業農家の土づくりの元肥として提供されており、年々需要が増加しております。今後、更に利用が見込まれる中、本市といたしましては、酪農組合とも協議をしながら、もみ殻やねぎ等の農産物残さの利用も含めてた高質な堆肥づくりを推進します。

今後、本市といたしましても、このような堆肥を利用した土づくりを行った農地において、 化学肥料、農薬の使用等に環境負荷の低減に配慮した、環境に優しい農業に取り組むエコフ アーマーの取得を推奨していき、地域農産物の特産化を行っていきます。また、地域全域に おいて、量販店やスーパー等に地産地消を推進していく予定であります。

以上でございます。

西井副議長 春木君。

春木議員 引き続き、ずっと町内でさまざまな計画をご検討いただいておるということは、よくわかりました。農家や酪農家を始め、多くの市民が希望の持てる、そういう力強いご答弁であったと思います。関係各位に敬意を表しますとともに、実現に向けた一層のご努力をお願いいたしたいと思います。

私が議員になって早々だったと思うんですが、このバイオマスタウン構想が発表されたときに、市長が県下で最初に認められたものだと非常に誇らしげに語られたことを鮮明に記憶しておるところであります。この機会に改めて、市長のご見解をお願いしたいと思います。

西井副議長 山下市長。

山下市長 春木議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど、産業観光部長の方から答弁をさせていただきました。これから、いろんなことを考えていかなければならないと思いますし、その原資をどこに求めていくのかということも検討していかなければならないと思います。国の方も、バイオマスタウン構想に関する補助金も、事業仕分け等におきまして、だいぶ削減をされ、まだそのあたりは見通しのつかないところではございますけれども、今後、新しいエネルギーを求めていく中で、既存のものを利用していくということは考えられていくことだろうと思っております。そういった情報をいち早く入れながら、また他の研究機関等の知恵をいただき、葛城市で利用できるもの、どれだけお金をかけずに推進をしていくことができるのかということを皆さんの知恵をいただきながら、また住民の皆さんと協議をさせていただきながら、それが推進していけるのかどうかということをしっかりと検討して進めてまいりたいというふうに思います。

どうか、また新しい知恵がありましたり、こういうふうにしていけば、より一層推進するんだというようなご意見等ございましたら、積極的にご提言をいただき、それが導入可能かどうかということは、大きく検討させていただかなければなりませんけれども、一歩でも二歩でも進むように、互いに努力をしていけるような、声をかけ合って進んでいけるような、そういうまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

西井副議長 春木君。

春木議員 どうも、ありがとうございます。1つだけ、皆様にもご理解をいただきたいのは、ご答弁 にもありましたように、堆肥をつくるということが、この循環型農業の基礎になってくるわけでありますが、何年か前に當麻町時代にも取り組まれたというふうに聞いておりますが、そのときに水田にまかれた堆肥が非常に悪臭がしたと、そういうことでかなり問題になったようであります。よく完熟してない堆肥を使うと、当然今、牛舎でも堆肥をつくっておられるんですけども、直接まかれると確かに匂いがします。しかし、よくできた、完熟した堆肥であれば、全く匂いがしないものであります。そういった意味では、おひさまたい肥なんかでも、よい堆肥をつくるために努力をされているところですけども、本当に完熟した堆肥は全く匂わないし、化学肥料に比べてたくさんの量をまかなければいけないという制約があるんですけど、非常にさらさらしたすばらしいものができる。こういうことでは、ぜひ自信を持っていただきたいと思っております。

まだ、時間があるようですが、私が予定いたしました質問、積極的なお答えをいただいて、 大変ありがたいと思っております。どうも、ありがとうございました。

西井副議長 春木孝祐君の発言を終結いたします。

次に、8番、吉村優子君の発言を許します。

8番、吉村君。

吉村議員 ただいま、議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

防災について、そして霊苑について質問させていただきます。防災につきましては、大字 単位の避難地の整備について、そしてソーラーのまち、葛城市を目指しての2点。霊苑につ きましては、霊苑までの交通機関の確保について、霊苑内の一方通行化について、そして、 霊苑墓地の随時購入化についての3点をお伺いします。

これより質問は、質問席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、まず質問に入らせていただく前に、3月11日に発生しました東日本大震災で亡くなられました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました皆様方にお見舞いを申し上げ、1日も早い復興をお祈りいたします。

その未曾有の大災害より3カ月以上が過ぎたわけですが、まず最初の質問としまして、こういった災害に対する避難場所の整備についてお伺いします。奈良県は津波はもちろん、これまでに大きな地震にも遭遇していないためか、災害に対する危機意識が大変低いように思います。ただ今後、中央構造線断層帯地震、東南海、南海地震も30年以内に起こる確率が高いとの予測も出されている中で、各地域での避難場所の整備が急がれるところです。葛城市におきましては、防災ガイドマップにも示されていますように、一時避難所に各公民館、分館、広域避難所に各学校の体育館やスポーツセンター、そして広域避難地に県民グランドや屋敷山公園などというふうに、災害の規模などに応じ、それぞれ指定されていますが、私は、各大字内に広場などの避難場所を設けるべきだと思います。そこには、防災時に役立つベンチ、これは炊き出しができるようにベンチを返すとかまが置けるようになっているものがあるんですけれども、そういったものや、午前中、川西議員が質問されましたように、バールなどの防災器具や土のう袋、アルファ化米などの食料や毛布などを備蓄した災害用倉庫も設け、日ごろは各大字ごとで管理し、何か災害が起こったときも、大字単位で行動するということが大変重要になってくると考えます。

このように、大字単位にすることにより、日ごろより危機管理に対する意識の向上にもつながりますし、災害時には隣近所などの区内の人々の把握という点や、被災地の区民の精神的な安心感にもつながりますし、復興という点におきましても進めていきやすいと考えますが、こういった避難場所について、どのように考えておられるか、まずお聞きいたしたいと思います。

西井副議長 河合総務部長。

河合総務部長 吉村議員の質問にお答えいたしたいと思います。

避難場所の整備についての考え方についてでございます。避難場所の整備についてでございますけども、市の地域防災計画の上では広域避難地といたしまして、現在、新庄第二健民運動場、それから屋敷山公園、新町公園球技場、當麻健民運動場の4カ所を大規模な災害時に市街地火災や建物崩壊等から避難者の生命を保護するための収容場所ということで指定をいたしておるところでございます。過去に、緑の基本計画に基づきまして、緑化の重点地区を設定いたしまして、街区公園を整備した経緯があるわけでございます。

また、今後におきまして、先ほどの一般質問でもお話があったようでございますけども、 吸収源の対策の公園整備事業としても整備することも考えられるわけでございます。この要件につきましては、1公園当たり500平方メートル以上、緑化率にいたしまして80%以上と規定されておるところでございまして、市街地などの特定された地域でないと整備できないものと考えるところでございます。 お尋ねの各大字に広場と申しますか、防災的な公園の避難場所を設けることについてでございますけども、財政的な面を考えますと、それにかかる整備についてはなかなか難しいものでございまして、慎重に考えるべきであろうと思っておるところでございます。 以上でございます。

西井副議長 吉村君。

吉村議員 ただいまご答弁いただきましたけれども、防災的公園そういったものにつきましては、もう既に整備の整っている、終わっている大字もありますけれども、各大字にはそれぞれの事情もありますし、各区長を通して各地域に応じた公園というか、広場という整備を進めるべきだと思います。東日本の被災地からの日々のニュースを見ていますと、地域単位で行動することが、被災された方々にとっても、行政側にとっても次に進んでいきやすいというふうに思うんですね。被災してすぐには、やはり身の安全、これが第一ですけれども、その後は即、復旧、復興という形をとらなければいけないということになりますので、そのためにも地域、地域の単位で進めていく必要があると思いますけれども、この点について市長の考えを伺っておきたいというふうに思います。

西井副議長 山下市長。

山下市長 吉村議員の質問にお答えをさせていただきます。

葛城市は大変に恵まれております。それはどういうことかと言いますと、我々の先輩、両町の町長ないし幹部の皆さん、また議会の皆さんがしっかりと考えていただき、積極的に各大字、自治会におきましての公民館、コミュニティセンターというものを整備していただいているということでございます。これは、他の市町村ではなかなか全大字、全自治会に対してこのような形でコミュニティセンターを設置するということは、なかなかかなわないのじゃないかなと思うんですけども、葛城市におきましては、44の自治会全てに公民館がございますし、また疋田や北花内といった大きな地域におきましては、大字の中で地区がございます。その中を細分化して、自治会館というかコミュニティセンターも設けておるというような形でございます。

そこが、第一避難所という形をとっておるということは、吉村議員もご存じのことであろうというふうに思います。さらに、それを一歩、二歩先を進めて、公園も設置したらどうかというご提言であろうかと思います。ただ、たちまち私どももそれに新たに設置をしていくための財源を求めていくということは、葛城市の単独の費用でそれを推進していくということは難しいであろうということで、先ほどから話が出ております、吸収源の対策公園整備事業なり、防災公園の事業、都市公園の事業、さまざまな補助事業にのっとって、それを進めていくようにしていきたいと考えておりますけれども、その対象にならない地域というのも当然、存在をするわけでございます。先ほども河合部長が申し上げましたように、吸収源対策でありましたなら、市街地域しか対象にならないということでございますから、その補助対象になっていかないということもあるわけでございます。そういうことから、葛城市としてどのような形で住民の皆さんに有効活用していただけるような広場ないし公民館用地、また駐車場用地等を確保してもらえるかということを考えた結果、この3月議会で条例を提案

させていただき、皆さんにお認めをいただきましたこの条例があるわけでございまして、地元住民、大字が積極的に進め、必要だと思われる用地に関しまして、その全額をまず市が出させていただいて、購入をさせていただき、その2分の1を大字の購入費用の2分の1を地元大字の方から出していただくというようなことで、用地の購入を進めやすくさせていただいたものでございます。

こういったものを活用して、お互いに協力をしていきながら、44自治会、避難所になるような場所にプラスアルファ、地域住民の憩いの場、そういったものがつくっていけるように、 私どもも努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

西井副議長 吉村君。

吉村議員 今、市長からお答えいただきましけれども、地震というのはどんなぐらいの地震が来るかわからない。建物の崩壊も考える必要があるというふうに思うんですね。古い大字の公民館になりますと、それに耐えられないという面も出てくると思います。吸収源対策公園事業はたしかにそれに適合しない大字がほとんどだというふうに思いますけれども、3月に制定しました条例ももう一度、区長の方にも通していただいて、どういった避難地が一番大字にとって大事なのかということも、再度検討を願いたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、ソーラーのまち、葛城市を目指してを質問させていただきます。

今回の大災害におきまして、原発に頼らない自然エネルギーの必要性につきましては、だれしもが感じているわけですが、風の余り吹かない、すなわち風力発電に向かない葛城市にとりましては、地元にシャープの製造工場もあるということから、ソーラー発電システムを導入し、補助金制度も設けるべきだと考えます。この質問につきましては、先ほど春木議員の質問の答弁の中で、葛城市新エネルギー導入検討委員会が設立され、その委員会の中で今後、協議されるということでした。

ただ、今この時期におきまして、全国各地でソーラー発電システムの導入等が見直されている中で、旧新庄町、そして葛城市と長年恩恵にあずかってきたシャープという企業があるわけですから、ここはいち早くソーラーのまち、葛城市と打ち出して、すぐにでも積極的に各家庭へ導入を呼びかけ、企業に対する協力体制としても声をあげるべきだと思います。そうすることにより、現在ソーラー部門の葛城市工場での縮小が聞こえてくる中で、優良企業に踏みとどまっていただくことにもなろうかというふうに思います。ただ、そのためにも例えば1軒につき上限20万円の補助を出すとか、そういう制度が必要になってくるわけですけれども、補助金制度を設けるということも、先ほど答弁の中でいただきました。具体的にどれぐらいの補助金を考えておられるのかということも含めて、このソーラーのまち、葛城市について、市長の考えを伺っておきたいと思います。

西井副議長 山下市長。

山下市長 今回の大震災によって、再利用可能な新エネルギー、それの積極的な導入ということが、 日本全国で、また世界中でいわれるようになったというふうに思います。発電に関しまして は今、問題になっております原子力、また火力、水力、また潮力、地熱、太陽光、太陽熱、風力、ガス、さまざまな発電の方法があると思いますけれども、ほとんどがタービンを回して、そのエネルギーを取得するという方法ですけれども、唯一、太陽光パネルだけがタービンを回さずに、直接エネルギーに変換をしていくという方法で、自然に優しい、いわゆる無尽蔵なエネルギーを利用するという方法であろうと思っております。これを進めていくという方向で、我々も考えていきたいと思いますけれども、せんだって、菅総理がサミットの中で突然に申された、2020年までに1,000万戸の家庭に太陽光パネルを設置するというような話が飛び込んでまいりましたけれども、国の方からも太陽光パネルの設置に対しての補助金というものは、当然、今までもありましたし、これが拡充をされると。一国の総理の発言でございますので、その裏づけとなる補助金制度の創設ということは、拡充をされるというふうに思います。ただ、ここで考えていかなければならないのは、太陽光パネル1,000万戸つけても、原発1基分に満たないというところもあるということでございます。しっかりとさまざまなエネルギーを組み合わせながら、この問題に対して取り組んでいかなければならないということが大前提にあるということであろうと思います。

そうであるけれども、葛城市はシャープという太陽光パネルのすばらしい企業があるわけでございますので、この企業と手を組んで積極的にこれを推進していくということを考えていきたい。先ほど、春木議員の質問の中にもありましたし、そのときに部長が補助金制度の創設等も含めてということで、必ず補助金制度もするということは申しておりませんでしたけれども、長野県の飯田市では、住民の皆さんから出資をしていただきながら、太陽光パネルの会社をつくって、そこで各家庭にパネルをつけていく。その電力を買い取って、再分配していくというシステムが行われているようでございます。こういった事例をしっかりと勉強していきながら、太陽光パネルのシャープがあるからこそ、葛城市で導入できる新たなシステムということも創設できるかどうか考えていきたい。ことしから来年に向けて、どういうものができるのかということを積極的に考えていく、取り組んでいくということは約束をさせていただきないと思います。どのような形になるかということは、今のところ言明はできませんけれども、また飯田市なりどこか先進的に取り組んでおられる自治体に対して、視察等研究をさせていただきながら、葛城市独自のシステム等を構築できるようにしていきたいと考えております。

西井副議長 吉村君。

吉村議員 先ほどの春木議員のときの答弁の中に、シャープと官民協調して事業を展開していってというふうにお答えいただましたけれども、シャープさんにもちょっといろいろ協力していただいて、ほんとはもっと早くに打ち出すべきだと思うんですね。奈良県での3市、先ほどおっしゃった奈良市と生駒市、隣の大和高田市が補助金を導入されていますけれども、葛城市は特によその市の方もご存じのとおり、シャープがあるのに先に打ち出さないというのもかえってマイナスのイメージになるというふうに思いますので、積極的に早急に進めていただくことをお願いしておきたいと思います。

次に、葛城市霊苑墓地に関連してお伺いします。

まず、霊苑までのバスの運行についてです。この件につきましては、過去に何度か質問させていただいていますけれども、葛城市霊苑墓地の第1回目の使用者募集より25年が過ぎ、当初、購入された方々やそのご家族の事情も随分さま変わりしてきました。例えば、当初お墓参りに車を運転されていたが、高齢になり運転を控えるようになられたり、また私の知人は、車の運転をされていたご主人を亡くされ、息子さんも成長して独立され、運転のできない奥さんだけで市内に住まわれ、ご主人のお墓参りもままならない、そういった状況の方もいらっしゃいます。こういった方々のために、霊苑までバスの運行をお願いしたいということです。これまでの質問に対する回答としましては、1台しかないコミュニティバスでの運行はなかなか難しいということでしたが、その後、委員会等で考えさせてもらいたいとの返答もいただいています。

そこで、まずはその後の考えをお聞かせ願いたいと思います。

西井副議長 田中企画部長。

田中企画部長 ただいまの吉村議員のご質問の交通機関、コミュニティバス等の確保についてでございます。

ご質問いただきましたお墓参りなど、霊苑利用者の移動手段としての、本市公共バスの乗り入れでありますが、現在、葛城号、ミニバスを運行いたしておりますが、それぞれの保有台数が1台でもありまして、また相互のバスの乗り継ぎのできる運行時刻を設定いたしておりますことから、バスの空き時間がほとんどございません。また、現状の少ない運行便数の中でのお墓参りに要する時間を考慮しての運行時刻の設定というのも、非常に困難な状況でございます。

以上のことから、公共バスとしてはご要望におこたえすることは非常に難しいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

西井副議長 吉村君。

吉村議員 本来でしたら、やはり普段、ご家族の方が帰って来られない、普段の日にお墓参りをしたいというのが、常にしたいというのでコミュニティバスに組み込んでほしいということをずっとお願いしていましたけれども、今おっしゃったように、もうタイムテーブルがちゃんとできていますし、ミニバスとコミュニティバスでそういう連絡ということも考えると難しいですし、まず送っていって、今度次、帰るときまでに何時間、次のバスを待たないといけないというので、なかなか1台のコミュニティバスでは難しいということはわかりますけれども、そしたら考え方を変えていただいて、市にはほかにマイクロバスがあるわけですよね。そのマイクロバスを使って、例えば前から言っていますように、普段はいいですから、24時間門の開いているお彼岸とかお盆のときだけでも臨時便が出せないのかということをお願いしたいわけですけれども、そういったことについてご意見を伺っておきたいと思います。

西井副議長 松浦市民生活部長。

松浦市民生活部長 先ほど企画部長の方が申し上げましたとおり、コミュニティバスでの対応というのは、なかなか難しいように思いますけれども、ただいまの吉村議員のご質問につきまして

は、コミュニティバス以外のマイクロバス等の対応につきましては、可能ではないかという ふうに考えておりますので、霊苑使用者に対してのサービスの向上の一環といたしまして、 彼岸、あるいは盆等の期間限定ではございますけれども、交通手段の導入というものを検討 してまいりたい、そういうように思います。

以上、答弁とさせていただきます。

西井副議長 吉村君。

吉村議員 一歩進んだお答えをいただきまして、本当にありがとうございました。

これから運行するということを決められたからには、1人でも多くの方が利用できますように、運行効率のよいように対策を考えていただきますことをお願いしておきたいというふうに思います。

続きまして、霊苑内の一方通行化についてお伺いします。

これは、どういうことかと言いますと、車で霊苑まで行かれた方のお墓参りは本来、霊苑下の駐車場に車をとめられ、階段を上がってお墓まで行かれるということですけれども、先ほどの質問でも述べましたが、持ち主の高齢化もあり、上の方のお墓に行かれる方で、供養塔横の道路を車を使って上っていかれる方を多く見受けます。その際、これから上って行かれる車と、お参りを済ませておりて来られる車が鉢合わせすることも多く、狭い通路で対向もできず、どちらかがバックするという場面もしばしばという事態になっています。

そこで、今後予測されます事故を避けるためにも、霊苑内での一方通行化をするべきだと 考えますが、この点について回答をお願いいたします。

西井副議長 松浦市民生活部長。

松浦市民生活部長 8番、吉村議員のご質問にお答えしたいと思います。

葛城市霊苑の方も昭和62年度の第1回目使用者募集から20年以上が経過し、そして現在は1,000区画以上の墓地をご使用いただいております。20年以上も前に購入された使用者の方も随分ご高齢になられておられます。そういった事情というものも考慮させていただき、平成21年度には造成工事に合わせまして、霊苑上部に駐車場を設けさせていただき、そして使用者の皆様の利便というものを図ってまいりました。また、将来的には次回の造成工事に合わせまして、道路の延長をさせていただき、そして左回りの一方通行にする計画も持っておりました。

しかしながら、ただいまご指摘のございました進入路につきましては、第1期造成時につくられたものであって、その当時は参拝用の道路ではなく、石材業者の工事用道路として考えられたものでございます。墓地に参拝に来られた使用者の皆さんは、霊苑下の駐車場に駐車をされ、そして中央の階段をご利用になって参拝をしていただくということを想定しておりました。吉村議員のご意見は重々ご理解させていただいております。また、現在の進入路の状況も十分理解いたしておりますので、古墳の問題、あるいは技術的な問題も含めまして検討してまいりたい、そういうふうに思います。

西井副議長 吉村君。

吉村議員 済みません。その検討というのは、その一方通行の検討ということですね。はい、ありが

とうございます。当初からそういう計画まで、図面もあるらしいですので、そういうことで 進めていっていただきたいと思います。検討というのは、もう進めるということですか。一 方通行化になるということですか。済みません。市長にちょっとお伺いします。これは一方 通行ができるということですか。

西井副議長 山下市長。

山下市長 検討するということは、検討するということでございます。

西井副議長 吉村君。

吉村議員 私が聞いているのは、最終の分譲が終わった段階で、一方通行にする図面があるらしいんですよ、こちらの左側に回ってくるね。その図面もあるんですけれども、今のままだと、私も車で通りますと本当にいっぱいいっぱいなんですね。必ず事故が起きるといっていいと思いますので、後にするんだったら、もう今の間に一方通行化していただくというように、結果が出るような検討をお願いしたいと思います。

最後に、葛城市霊苑墓地使用者の募集についてお伺いします。

この6月号の広報かつらぎにも墓地使用者の募集についての案内がありましたが、この募集につきましては、2年に1度ということになっているようですが、募集期間を限定せずに、空きがあればいつでも購入できるようにできないものでしょうか。お墓を購入される方は、将来のためにということはもちろんですけれども、例えば、亡くなられたご家族の1周忌までに墓地を購入したいという求め方をされる方もおられます。このようなそれぞれの事情にそぐうように、随時購入できるようにすべきだと思いますが、この点についても考えをお示し願いたいと思います。

西井副議長 松浦市民生活部長。

松浦市民生活部長 2点目の、葛城市霊苑の墓地使用者の募集を通年随時にしてはということのご質問でございますけれども、現在は2年に1回、使用者を募集しており、1回の募集に対して40から50件の応募がございます。場所等の抽選を経て、応募者全員に使用していただいております。各ご家庭には、それぞれのご事情というものがあろうかと思いますけれども、本来的には墓地というものは、必要があってから準備するというものではなく、将来を見据えて準備していただくものではないかというふうに考えております。

また、抽選を経ない使用場所の決定というものは、公平性を欠く嫌いもございます。幸い にして、今年度は墓地使用者を募集する年になっております。その応募状況も十分考慮させ ていただき、今後、通年の随時募集というものを検討して考えていきたいというふうに思っ ております。

以上、答弁とさせていただきます。

西井副議長 吉村君。

吉村議員 今、答弁の中で公平性に欠ける嫌いという言葉がありましたけれども、それは新規分譲する場合は抽選でもいいと思うんですけれども、ただ、その後、遠くに引っ越されてちょっと墓地を返しますという感じで1つ、2つと空いていった場合、やっぱり墓地を購入される方は今、空いてますかと聞かれたときに、すぐにあると、そのときはもう随時で別に公平性と

いうのはみんな考えていないと思います。

先ほどは、将来を見据えて買われるというふうにおっしゃっていましたけれども、よく買われる方で土地購入とか、家屋購入とかと一緒で墓地を買われる方というのは、自分の年回りを考えたりして、今年がいいんだとかいう方も結構いらっしゃるわけです。そうすると、2年に1回だと、それと合致しない場合もありますし、空いてるんだったら、それはもう通年で随時購入できるように。見られて公平性とか何とかおっしゃいますけれども、見られて気に入らなかったら本人が買われないだけですから、いつでも買える体制にすべきだと思うんですけど、その点について市長の方にお答え願えますか。

西井副議長 山下市長。

山下市長 済みません。今、部長の方から答弁をさせていただき、また吉村議員の方から再質問していただきましたけれども、今までの経過等もあるわけでございます。あそこの土地を利用させていただく、また市民に公平に利用していただくということを考えて、今まで2年に1度の募集という体裁をとらせていただいて、その中で売り出しが50区画程度、応募者も大体その50区画程度で2年に1度で対応してまいりましたので、先ほど部長の方は少し踏み込んだ答弁をさせていただいたと思いますけれども、しかし、あそこの土地を利用することを快く承知をしていただいている皆さん方の思いもあろうかと思いますし、しっかりと後世まで我々は受け継いでいかなければならないという責任もあるわけでございますので、しばらくの間、この2年に1度という枠組みは継続していきたい。また、その中で急に多くなってくる応募ということがございましたら、それについても将来的には検討は重ねていかなければならないと思いますけれども、今しばらくこのままで利用させていただきたいと思いますので、どうかご理解をいただきたい。申しわけございませんけれども、よろしくお願いを申し上げます。

西井副議長 吉村君。

吉村議員 私は、この霊苑に関しまして、いろいろ質問させていただきましたけれども、もう一度よく考えるべきは、この霊苑は葛城市が販売しているわけですよ。だから、その霊苑に対して使用者とか購入者が不便を感じたり、要求する、改善を求める先は葛城市しかないわけですから、その点よく考えていただいて、これらのことを善処願いたいということをお願いしておきまして、私の質問は終わらせていただきます。

西井副議長 吉村優子君の発言を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。なお、3時半より会議を再開いたします。

休 憩 午後3時12分 再 開 午後3時30分

西井副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、辻村美智子君の発言を許します。

1番、辻村君。

辻村議員 ただいま議長の許可をいただき、私、1番、辻村より一般質問をさせていただきます。 質問内容は、子ども・若者育成支援事業についてでございます。詳細質問は、質問席より 行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 それでは、子ども・若者育成支援事業についてご質問させていただきます。

近年、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況を踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援、そのほかの取り組みがこの子ども・若者育成支援であります。この育成支援に当たっては、教育、福祉、保健、医療、雇用など、ほぼあらゆる分野の施策が必要であるため、昨年、子ども・若者育成支援推進法が施行されました。

本市においても、子ども・若者育成支援推進法に基づき、地域協議会をいち早く設置していただき、子ども・若者育成支援事業に取り組んでいただいております。そこで、この事業を実施されてから、現在までの状況と今後の取り組みについてお聞かせください。

西井副議長 中嶋教育部長。

中嶋教育部長 ただいまの辻村議員のご質問でございますけれども、子ども・若者育成支援事業につきまして、現在の状況と今後の取り組みについてということでございます。

平成22年4月の子ども・若者育成支援推進法の施行に伴いまして、本市、子ども・若者育成支援事業につきましては、関係機関のご協力のもと、平成22年10月7日に葛城市子ども・若者支援地域協議会を設立いたし、11月20日には市民の皆様を対象に、内閣府より青少年支援担当参事官補佐の鈴木和則氏、及び臨床心理士の石田先生をお招きして、葛城市子ども・若者支援地域協議会記念大会を開催いたしましたところでございます。

そこで、本事業の現在の状況と今後の取り組みでございますが、平成22年12月から毎週木曜日午前10時から正午までと、午後1時から午後4時まで、臨床心理士及び指導者を配置しまして、當麻文化会館1階サポートルームにおいて相談事業を行っております。現在、5名の方を対象に、自立に向けたカウンセラーと継続的な支援活動を実施している状況でございます。

次に、今後の取り組みについてでございますが、電話相談を含めた事務所兼相談室で相談業務を行っておりますが、相談場所が1つでは電話相談と面談を同時にできないこともあり、當麻文化会館の控室を借用しながら、相談業務をしている状況であります。また、昨年立ち上げた地域協議会の運用を図るため、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の生活状況の把握や問題点の確認、支援方法の策定や見直し、役割分担の決定及び認識の共有などを行う実務者会議を今後開催し、より一層、協議会を円滑に運営していく所存でございます。また、関西大学との連携協定により、内閣府より委託事業として事業実施主体として採択された子ども・若者支援地域ネットワーク形成のための研修会事業として、引きこもり対策や地域臨床、自殺問題など、子ども・若者支援のための幅広い視点での研修会を本市の会場で実施する予定であります。今後、引きこもりやニート対策についての啓発を一層努めてまいりたいと考えております。研修会の実施の日程につきましては、7月23日、9月24日、10月22日、11月19日、12月10日の、いずれも土曜日、計5回を予定しております。

以上でございます。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 ただいま部長よりご答弁いただきました。まずは、地域協議会についてお伺いいたします。 この地域協議会の運営を図るため、子ども・若者の生活状況の把握や問題点の確認などは、 どのようにされているのでしょうか。お聞かせください。

西井副議長 中嶋教育部長。

中嶋教育部長 問題点の把握というご質問でございますけれども、平成22年12月にアンケート調査を実施いたしております。青年の自立に関する調査ということで行っておりまして、関西大学のご協力により、引きこもり等の自立に関する問題を考えるための資料づくりを目的としてアンケート調査を行いました。調査は葛城市内の15歳から35歳未満の一般市民の中から、1,000名を無作為抽出し、無記名による調査を行いました。調査の回収結果は416名、回収率にしまして41.6%であり、回答に不備がある9名を除いた407名が今回の解析の対象となっております。この調査による引きこもり等の人数は2.2%、9名であり、これは先に調査された奈良県が1.4%で、東京都が0.7%であるのに比べ、約2倍から3倍の値であり、また引きこもり青年の高年齢化と長期化の傾向が認められるということでございます。

これにより、根拠はございませんが、當麻町時代に平成8年、現在30歳の若者が中学3年生のころからスクールカウンセラーが配置され、平成11年にふたかみ教室が開催されるまでの間に支援を受けていなかった年齢の人に、引きこもりを継続している人が多いと考えることができます。

葛城市では、引きこもりの開始年齢は比較的若く、病気や不登校から引きこもりへと移行する割合が高いことが考えられます。ふたかみ教室やサポートルームを活用している若者は、統計上の数値から見ると、まだまだ少ないのですが、ふたかみ教室が開催されて以後、不登校生徒の高校進学率が飛躍的に上がり、ほとんどの若者が社会復帰していることも事実でございます。この事実と今回のアンケートの結果を総合的に考えますと、引きこもり青年に対する早期の取り組みと継続的な切れ目のない支援が地域で実行され続けることが重要であると考えられます。平成22年10月7日に発足いたしました葛城市子ども・若者支援地域協議会の活動を通して、さまざまな機関が一堂に会することで、子ども・若者支援に対する地域の連携を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 ただいまの調査報告をお聞きしたところ、やはり葛城市にはこの事業が必ず必要だと思われます。そこで、重要視される地域協議会の運営構成についてお聞かせください。

西井副議長 中嶋教育部長。

中嶋教育部長 運営構成と関係機関ということでございますけれども、関係機関といたしましては、 教育関係といたしまして、葛城市教育委員会教育総務課、学校教育課、生涯学習課。あと、 奈良県立大和中央高校、県立教育研究所が教育関係でございます。あと福祉、保健関係とい たしましては、葛城市保健福祉部、子育て福祉課、社会福祉課、健康増進課。それから、奈 良県葛城保健所、奈良県高田こども家庭相談センターでございます。あと、雇用関係といたしましては、葛城市産業観光部商工観光課、大和高田公共職業安定所、ハローワークの大和高田でございます。奈良県中小企業団体中央会、奈良若者サポートステーション、高津学園。それから、その他といたしまして特定非営利法人関西青少年自立支援センター(NOLA)、それから、特定非営利法人キャリアサポートセンター奈良、奈良県青少年育成ボランティア協会、奈良若者自立支援親の会等の関係機関でございます。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 ただいまお聞かせいただいた関係機関の中に、やはり葛城市として福祉、保健、医療に関しては保健福祉部、それから雇用、これはニート対策だと思うんですけども、それに関しては産業観光部がかかわっていただいているので、現在取り組んでいただいている事業状況を各部の事業をお聞かせください。

西井副議長 吉川保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 ただ今の辻村議員のご質問でございます。保健福祉部におきましては、子育て支援、そして乳幼児、母子保健でございます。

まず、母子保健にございましては、妊娠期から乳幼期を中心に母子保健事業を行っており ますが、妊娠されましたら、母子手帳の発行を行いまして、妊娠中の暮らし方や安心な出産 ができるように必ず面接して、生活指導を行っております。また、両親の子育てということ で、両親学級も行っております。特に、妊娠届出におきまして、10代の妊娠とかシングルの 出産、精神疾患があったりということで、保健師が必要に応じて出産なりの経過観察を行い ます。産後は、助産師による新生児訪問、育児不安が募り、養育力の低い親などには、再度 保健師が訪問して、その後の4カ月、10カ月健診、1歳半健診にそれぞれ母子ともの心身の 健康状態をチェックいたします。その中で特に観察が必要やというような方につきましては、 言葉が遅いだとか、多動化傾向、自閉行動のあれについては、すくすく相談と申しまして、 個別に来てもらって、発達相談員、臨床心理士でございますけども、1人1時間ほどの完全 予約で行っております。発達障害がなくても、やっぱり子どもが好きでないとか、育てるに は自信がない、育て方がわからないという母親についても、発達相談員により相談・指導を 行っております。そこで、特に気になる子どもでの母子につきましては、週1回の3カ月ク ールで療育教室を発達相談員と保育士と保健師2名のスタッフで力を引き伸ばしたり、そう いうことの目標に特に療育教室をやっています。そして、保育所や幼稚園に入所されました ら、保護者の了解を得まして、担当保育士、幼稚園の教諭に対してケースごとに経過と保育 のポイント、お母さんのかかわり方、園での先生、各保育所なり先生の方に引き継いで継続 した支援を小学校までに行うようになっております。

子育て福祉課の子育て支援につきましては、子育て支援センターを中心に育てる親子につきまして、地域の中で安心できる居場所づくりとしての集いの広場を開催しております。集いの広場は、子育てに疲れたり、不安を感じたらというふうな形で、一緒に毎回30組ぐらいの親子が利用しておられまして、またこの4月からは子育て相談員を2名雇用いたしまして、健康福祉センター、それから子育て福祉課當麻庁舎に1人ずつ置いておりまして、家庭相談

員とともに気軽に相談できる体制を行っております。

保育所におきましては、通常保育や保護者の仕事に合わせた延長保育、障害児保育を実施いたしております。また、個々の園児に合った保育をするための支援として、保育所も加配して、月1回臨床心理士の巡回相談も行っております。また、一時預かり事業といたしまして、保育所を利用していない家庭においても、育児疲れとかいろんな家庭の事情で困難な場合につきましても、一時預かり事業を市内の2カ所の保育所で実施しております。

以上が、保健福祉の現状でございます。

西井副議長 吉川産業観光部長。

吉川産業観光部長 雇用関係についてでございます。辻村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

雇用関係につきましては、若年者の就労等々相談事業といたしまして、さまざまな理由で働くことのできない若者の自立・就労支援を行うために、平成20年3月より若者サポートステーションと連携をいたしまして、毎月第3月曜日、當麻文化会館におきまして、ご本人、保護者、ご家族を対象に、出前サポステとして若者の自立のための無料相談会を実施されております。相談件数につきましては、平成20年度は6件、平成21年度は10件、平成22年度は19件となっております。また、若年者の就労に関するカウンセリング事業につきましては、奈良しごとiセンターと連携をいたしまして、就業相談ステーションとして相談会を実施するため、現在、関係機関と協議しております。

以上でございます。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 今、お伺いさせていただいた事業内容なんですが、保健福祉部に関しましては、保健福祉部の事業であって、この子ども・若者育成支援事業に関連する事業というのをまとめてお話しいただきたかったのですが、ちょっと詳しく言っていただいたので。子育てについては、やはりこの子ども・若者育成支援事業であるとは思っております。また、産業観光部に関しても、ニート対策の方で取り組んでいただいておりますので、まさしく子ども・若者育成支援事業であると思います。

ただ、今ちょっとお伺いしたところ、外部の機関、団体が協力をしていただいているということなので、やはりこの事業は葛城市として取り組んでいただきたいので、縦ではなく横の連携、教育委員会だけではなく、横の連携をどのようにしていただいているかということをお聞かせいただきたいのですが、よろしくお願いします。

西井副議長 大西教育長。

大西教育長 この協議会は、去年発足させていただきまして、正直なところ、私どもとしまして今回、アンケートの実態調査の情報を幾らかいただきました。ある面、これほどそういう対象者がいるのかなという、アンケートですから推計の部分でございますけれども、驚く部分もございます。先ほど部長が答弁しましたように、現在、私どもは5名の方をサポートしているところでございます。引きこもりの人たちの自立に向けまして、現在まだまだ仕事に就くかどうかとか、そこまでまだそういう支援の中身がいっていないのも現実でございます。家族か

らいろいろな悩み聞き、本人の悩みを聞いて、カウンセリングをしているという段階でございます。

したがいまして、福祉部、それから商工の方、今後そういう人たちの福祉にかかわること、それから就労にかかわることにつきましては、また今までのそれぞれの部門のノウハウをこの子ども・若者支援の中にどういうふうに活かしていくかという、これが今後の課題だと思いますし、また、県下の関係機関にお集まりいただいてます協議会、ここにつきましては、部長の答弁にもございましたように、本市の子ども・若者支援とかかわらずに直接そちらに相談を持ち込んでいる市民の方もいるのではないかと。そういう情報も得ながら、今、5名ということですけれども、更にもっといることが考えられますので、そういう人たちが市内のどこにどういう悩みを持っている方か、まず把握しなきゃならないし、そういう人たちがわかり次第、どういう支援をしていくのか。今まだ、なかなか広げていくというところまでもいっていないところでございます。正直なところ、ご質問の中にございました、市全体の課題として取り組まなきゃいかんという、本当にそのことは理解できますけれども、まだまだ現時点では、そういう人たちが今どこにいて、どういうお悩みをお持ちかという、そこの把握に努め、どんな支援が必要かという手探りでしているところが現状でございます。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 ただいま、教育長よりご答弁いただきまして、やはりこの地域協議会というものが、本当 に大切だということがよくわかりました。

そこで、ことし5月に関西大学と協定を締結され、内閣府の委託事業として子ども・若者 支援地域ネットワーク形成のための研修事業について、先ほど部長の方からご答弁いただき ましたが、もう少し詳しくご説明いただけますでしょうか。

西井副議長 中嶋教育部長。

中嶋教育部長 ただいまのご質問でございますけれども、平成23年度子ども・若者支援ネットワーク 形成のための研修会事業ということで、年5回の予定で研修会を行うわけでございますけれ ども、趣旨、目的といたしましては、子ども・若者育成支援推進法に定める子ども・若者支援地域協議会を設置するかどうかにかかわらず、社会生活を円滑に営む上での困難を有する 子ども・若者への総合的な支援は、社会全体で重層的に実施していく必要がある、このよう な観点から研修の実施を通じ、子ども・若者支援に関する様々な関係者の資質向上を図り、 ひいては子ども・若者支援地域ネットワークの形成に資することを目的として研修会を実施するということでございます。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 この研修会に参加できる対象者を教えていただけますか。今、地域協議会だけではなく、 幅広く取り扱っていただけるのか、それとも決められた方々が対象なのかをお聞かせくださ い。

西井副議長 中嶋教育部長。

中嶋教育部長 研修の参加者ということでございますけれども、特定の分野の専門職の資質向上を図るということを目的とするものではなく、研修参加者各自の専門分野とは異なるさまざまな

分野にわたって、総合的な理解を深めるということでございますので、やはり子ども・若者の育成に関する、先ほど申しました関連団体の中で、こういう仕事にご従事いただいている方にご参加いただいて、それぞれ専門的な立場を越えて連携を研究していこうというような会であると理解しております。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 もう少しちょっと詳しくお聞かせいただきたいんですが、一般市民の方でやはりこういう 地域の方で、この事業に携わっていきたいという方も参加、出席はできるのでしょうか。

西井副議長 中嶋教育部長。

中嶋教育部長 申しわけございません。5回ございますうちの3回が、公開講座ということになっておりまして、2回目、9月24日、これは引きこもりの現状についてという各調査結果の報告のようなことでございますけれども、あと10月22日、地域が子ども・若者にできることということ、それから11月19日に社会病理現象と地域の絆、信頼ということで、この3回の講演会につきましては、公開講座ということで一般の方のご参加もできるということでございます。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 この研修会なんですが、葛城市として企画されたものなのでしょうか、お聞かせください。 西井副議長 中嶋教育部長。

中嶋教育部長 ただいまのご質問でございますけれども、この研修会につきましては、関西大学の方で計画いただきまして、私どもは協賛ということで一緒にやらせていただくということでございます。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 協賛ということでお伺いしたのですが、本来なら葛城市が企画し、関西大学の方にこうい うことをしたいのでご協力、アドバイスいただけますかとかいうふうにされるのが本当では ないかと思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

西井副議長 大西教育長。

大西教育長 先ほどの部長の答弁の中にもございました関西大学との連携協定というのが、この4月、市長さんと、それから向こうの学長さんとの間で交わされ、ご存じいただいているかと思います。この中で、子ども・若者支援事業というのは、この事業が連携協定の中身の1つだということで結ばれた部分でございますので、大学の方もこの子ども・若者支援事業ということは積極的に今まで取り組んできていただいていまして、その連携協定をもとに更に進めようという、非常に前向きな企画でございました。その話を受けて、私どもがそれに基づいて協賛ということでさせていただいております。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 よくわかりました。やはり、関西大学では、大学ですので大きな事業というのも独自でされるかと思うんですけども、そこで葛城市を選んでいただいたので、やはり葛城市としての独自の事業として取り組んでいただきたいと思うのでよろしくお願いします。

続いてなんですが、この事業なんですけども、育成支援推進法の基本理念、第2条第6項

に定められているように、この事業は単一の機関だけでは困難であり、さまざまな機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を活かし、発達段階に応じた支援を行っていくことが求められているので、地域協議会が設置されたということは、この事業は教育委員会だけではなく、関係部局や関係機関と連携し実施していただかないといけない事業だと思います。

それで、現在利用している施設についてお伺いしたいんですが、これはやはりいろんな窓口を設けるのではなく、1つでまとめて実施していただきたいのですが、ニート対策、それから心理的なカウンセリング、それから子育てについて保護者の相談、また青少年・子どもの相談という窓口をたくさん設けていただかないといけないと思うのですが、現在の利用しているところでは、これを運営していくのは無理だと思われます。だから、今後、この利用施設についてどのようにお考えいただいているかをお聞かせください。

西井副議長 中嶋教育部長。

中嶋教育部長 ただいまの利用施設についてのご質問でございますけれども、現在の状況でございます。相談や活動の場所についてでございますけれども、当初、電話相談や相談者との面接及び相談者とのコミュニケーションを図れる活動の場所をどこにするのか、市の各種施設での実施を検討し協議してまいりましたが、最終的にふたかみ教室との連携も視野に入れた活動が考えられるところから、現在の當麻文化会館1階のサポートルームを相談場所とさせていただいたわけでございます。

しかし、相談者との電話対応や落ち着いて心を開いて行うべき相談・カウンセリング業務が同時にできない場合もございます。そこで、今後は将来社会へ出るための学習や訓練を実施したり、他の相談者とコミュニケーションを図ることができる、居場所となる部屋も大切であると考え、本事業を充実、発展させるためにも、拠点となる施設整備が今後の課題であると考えているところでございます。

以上でございます。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 今後の課題ということで今、ご答弁いただいたのですが、この事業はゆっくりと考えている場合ではないと思います。やはり、悩んでおられる方というのは多分たくさんおられると思いますが、場所がなくて、ここの場所ではちょっと行きづらいという方もたくさんおられると思います。だから、その場所を今、考えていただくということをご答弁の中にいただいたんですが、市長としてやはりこの施設をどういうふうにお考えいただけるかお聞かせください。

西井副議長 山下市長。

山下市長 辻村議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、子ども・若者育成支援事業が、先ほどアンケートの結果、1,000人を対象にして407 名回答があり、そのうち9名が対象者であったと報告があったと思います。このことの重要 性というかをまず我々が認識をしていかなければならない。率にして2.2%、単純にこれが対 象年齢が15歳から34歳までで2.2%を葛城市民の数に掛けていきますと、約140名から150名ぐ らいの対象人数が、単純に計算するとですよ。実際にいるという答えではないけですけれど も、存在する可能性があるという答えになるということです。3万6,000人の市民のうち140、150名の方が、ひょっとしたらこういう対象の方々かもしれないというパーセンテージが出ているということが1つ。

それと、これは臨床心理士の方と、また精神科医とは立場が異なって見解が違うところでございますけれども、このニートや引きこもりの方々の中で軽度発達障害や、発達障害になっておられる方々のパーセンテージが他の方々に比べてニート、引きこもりの方々のパーセンテージが非常に高いという見解があるわけでございます。それは、一歩進んだ話でございますけれども、そういう人たちのサポート、支援をどのような形で行っていくのかということが、これは新たな課題として我々の目の前に突きつけられている、現実としてあるということでございます。

奈良県の中で積極的にこの問題に取り組んでいる自治体はないわけでございまして、葛城市が初めてこの問題に対して県の委託も受けながら取り組ませていただいているところでございます。それは、ふたかみ教室という活動を長年してきたという実績に基づきながら、関西大学の教授である石田先生も積極的に参加をしていただき、この問題に対してこれからの大きな課題であるので取り組むべきではなかろうかということで、昨年、県の方から委託を受け、アンケート調査をさせていただき、そのアンケートの結果に基づきながら、どのような対処ができるかということをこれから考えていかなければならないということで取り組ませていただいているというところでございます。

1つ目には、これはだれが取り組むべきものなのだろうかということだと思います。 1つはやはり、これだけ市民の中で多くいらっしゃる問題に対して、行政も積極的に取り組むべきでないのかというのが1つ目の意見であり、辻村議員もその立場に立ち、行政として積極的に取り組むべきであるし、また建物に対しても相談しやすい体制を取るべきであろうということもあるかと思います。また、1つは私も2年前、3年前ですか、京都の綾部市、これは2、3年前から積極的に取り組まれ、国からの補助金を得られながら、NPO法人でサポートステーションを運営されているところでございまして、ここの設立の総会なり何なりというものを私も参加をさせていただきながら実態を見せていただいたんですけれども、民間の方々が協力をし、また雇用の先まで含めて取り組んでおられるという実態があるわけでございます。民間の方々の力を利用しながらやるという方法もある。

葛城市は、どのような形、行政だけが取り組む問題ではなかろうかと思いますので、どういうサポート体制をとることができるのかということを、しっかりと協議をしていかなければならないと思います。ある一定の期間までは行政が引っ張っていくということは大事であろうかと思いますけれども、行政だけがこれに取り組んでいくということには、国の補助金もほとんどございませんし、それに対する人件費なり、また建物を完備していくということであれば、維持管理費等もかかっていく。どのような覚悟でこれに取り組んでいくかということも、方向性はやっぱり示していかなければならないという問題もあるわけでございます。議会の皆さんも含めて、市民の皆さんにこの問題が重要であるということを十分に理解をしていただきながら、これに取り組んでいかなければならないであろうと思います。

今、新たにこういう機会をつくっていただきましたので、いろいろとお話をさせていただきましたけれども、この問題について今後、議会も含め、大いに情報公開、議論をさせていただきながら、この問題について葛城市はどのようにかかわっていくべきであるのかということを、皆さんとともに考えていきたいと思います。まず、県から委託を受けております業務につきましては、今年度で最終年度という形にはなっておりますけれども、ただ端緒だけで放り出すというわけにはいきませんので、これを葛城市なりに継続していく方法を葛城市でもこれから考えてまいりたいと思いますし、また関西大学も協力をしてあげようということで、今回協定を交わさせていただきましたので、こういう外部の力も利用しながら、どういう形でサポートができるのか、またニート、引きこもりの方々の社会参画、復帰ということに対して後押しができるのか、行政の立場で考えてまいりたいと思いますので、またいろいろとご意見をちょうだいできたらというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 ただいまの市長の答弁の中には、本当に私がこれから葛城市に提案していこうと思っていたことも含まれておりました。本当に民間の団体の方とも連携をしながら、この事業を進めていくべきだと思います。また、葛城市としてやはり取り組んでいただきたいのは、統轄コーディネータ等の専門的な人材を確保していただき、1つの窓口、例えば県でいいますと、くらし創造部の中に青少年課というのがございますが、そういった課を市長部局の方に設置していただくのもご検討いただけたらなと思っております。この事業を葛城市として取り組んでいただくためには、やはりそのような専門の方というのが本当に必要になってきております。この点ついて、どのようにお考えか、市長、よろしくお願いします。

西井副議長 山下市長。

山下市長 今、お話がございましたけれども、この事業を本格的に進めていこうとすれば、今も臨床 心理士の先生方にかかわっていただいておりますけれども、下世話なお話で申し上げますと、 時給ないしそういうものが高額であるということが上げられます。また、本格的にこれを進めていこうとすれば、また精神科医のかかわりというようなものもひょっとしたら出てくる かもしれないということで、どういう形で市がかかわっていくのかということを見ていきな がら、それを市がサポートしていくのか、それとも国の事業として補助事業を見つけていき ながら、NPO法人で受けていただくように対処していくのか、そのあたり検討していかな ければならないと思いますので、今すぐに市がやりますといって簡単に軽々にお返事ができる問題ではございませんので、また検討させていただき、進めさせていただきたいと思います。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 今、市長の方からご答弁いただきました。これは、すぐにできるものではないですけども、 やはり必要な事業であります。あと、この事業に関して市が独自でするのも、はっきり申し 上げて無理なことです。ですから、先ほども申し上げたように民間、地域の方々と連携をと り、この事業をしていただきたい。そして、市としても、行政としてもやはり窓口を1つ設 けていただいて、今の段階でしたら生涯学習課が担当していただいているんですけども、この事業を生涯学習課だけが担当するというのは、本当に無理がある事業なので、各部局の方々も連携していただいて取り組んでいただき、本当に葛城市の事業としてこれから進めていただくように強く要望させていただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

西井副議長 辻村美智子君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井副議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、28日午前10時から本会議を開会いたしますので、9時30分にご参集願います。 本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時11分